令和７年第１回定例会議案審査特別委員会会議録

令和７年３月７日　午後０時５２分　開　議

出　席　委　員

委員長	岡　﨑　　勉
副委員長	石　澤　正　広
委　　員	矢　口　龍　人
委　　員	佐　藤　文　雄
委　　員	小座野　定　信
委　　員	櫻　井　繁　行
委　　員	設　楽　健　夫
委　　員	小　倉　　博
委　　員	久　松　公　生
委　　員	櫻　井　健　一
委　　員	鈴　木　貞　行
委　　員	服　部　栄　一
委　　員	鈴　木　更　司
委　　員	塚　本　直　樹
委　　員	井　出　有　史

欠　席　委　員

なし

出　席　説　明　者

保健福祉部長	羽　成　英　明
都市建設部長	稲　生　政　次
農業委員会事務局	小　泉　一　司
社会福祉課長	山　口　浩　史
介護長寿課長	越　渡　貴　之
子育て支援課長	関　　克　明
都市整備課長	仲　澤　　勤
道路課長	酒　井　　宏

出　席　書　記　名

議会総務課	鴻　巣　智　子
議会総務課	川原場　　智
情報政策課	北　野　駿　平

議　事　日　程

令和７年３月７日（金曜日）午後０時５２分　開　議

１．議案等の審査

（１）　議案第２９号　かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（２）　議案第３０号　かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（３）　議案第３１号　かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（４）　議案第３３号　かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（５）　議案第３４号　かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（６）　議案第３８号　令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算（第１０号）

（７）　議案第４１号　令和６年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第５号）

（８）　議案第４２号　令和７年度かすみがうら市一般会計予算

開　会　　午後０時５２分

○岡﨑　勉委員長

皆さんこんにちは。連日大変ご苦労様でございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和７年第１回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名いたします。

情報政策課、北野駿平君。よろしくお願いします。

本日の日程は審査予定表のとおりであります。

最初に昨日の続きですね。はじめに、議案第 29 号　かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 29 号　かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、昨日お渡しした資料等もあわせまして、介護長寿課越渡課長から説明をいたします。

○岡﨑　勉委員長

それでは説明を求めます。なお説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。議案概要書は19ページ、議案集は39ページになります。

要旨といたしましては、令和６年３月に策定した第９期介護保険事業計画と比較し、保険給付費の増加が見込まれる状況にあることから、令和７年度、令和８年度の保険料率を改正するための条例の一部改正を行うものです。

内容は、（１）介護保険料の改正として、介護保険料基準額を当初計画の基準月額5,600円、年額６万7200円から、計画改定後は基準月額6,100円、年額７万3200円とし、基準月額を500円、年額6,000

円を増額するものです。（２）介護保険料の徴収猶予及び減免対象の改正として、介護保険法第63条により、刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁された第１号被保険者につきましては、その期間に係る介護保険給付は行わないことから、その期間の保険料についても、徴収猶予、減免の対象とするものです。施行日は令和７年４月１日となります。

また、昨日お配りさせていただきました補足資料について説明をさせていただきます。

資料は３枚構成で、ケース①、保険料を見直さないケース。ケース②、保険料を月額で500円増額したケース。そして３枚目がケース別の保険料比較で、棒グラフの資料となります。資料の概要は、第10期計画までの決算見込み額となります。

ご説明いたします。はじめにケース①、保険料を見直ししないケース。内容は、保険料を改定せずに5,600円のまま第９期計画を運営するもので、最終年度の令和８年度に赤字決算を回避するため、財政安定化基金から、１億3354万2000円を借り入れするものです。第10期事業計画の３年間の決算額は、保険給付費の４％上昇を想定いたしまして、被保険者人口１万3000人として、改定後の介護保険料で算出した決算額となります。第10期の介護保険料の基準月額ですが、資料の４つ目の米印の下の行にあります、基金分１億円の確保、令和８年財政安定化基金借り入れ分１億3354万2000円の返済、さらには、想定される令和９年から令和11年の赤字分３億6231万9000円を解消するため、これらを基礎数値としまして保険料を算出しますと、1,273円の増額となりまして、月額6,900円が見込み額となります。

次に、ケース②、保険料を月額500円増額したケース。こちらは提出案の内容となりまして、令和７年度から介護保険料6,100円とするケースになります。第10期事業計画の３年間の決算額は、ケース①と同様に保険給付費の４％上昇を想定し、被保険者人口を１万3000人として、改定後の介護保険料で算出した決算額となります。第10期の介護保険料の基準月額ですが、３つ目の米印の下の行にあります、基金分１億円の確保、令和９年から令和11年の赤字、累計額２億604万6000円などを基礎数値といたしまして算出しますと、494円の増額、月額6,600円が見込み額となります。

次に、ケース別保険料比較になります。棒グラフの資料となります。左側が第９期事業計画、右側が第10期事業計画になります。赤の棒グラフがケース①、保険料を見直ししないケースとなります。青の棒グラフがケース②、保険料が月額500円増額したケースになります。ご覧のとおりではございますが、第10期事業計画でケース②、保険料月額500円増額したケースは、ケース①、保険料を見直ししないケースと比較し、300円ほど低く抑えられる見込みとなります。

最後に、こちらの資料につきましては見込みの数値となります。４％の伸び率につきましても、少なくともこのぐらいは伸びるであろうという現時点での想定となります。次の改定でのタイミングでは、介護保険法の改正、介護報酬の改定などによりまして、さらに増額も予想されますのでご理解をお願いいたします。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

そもそも、こういうふうなデータを出してくること自体が問題なんだよね。

これ、前に出していますよね。令和７年１月16日に出した介護保険の決算見込みのやつ。試算１と試算２があるでしょう。試算２は、保険料見直しせずという中身になっているじゃないですか。そのときに、この令和８年度の見込み、これが増えているんだよね。幾ら増えていますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和８年度の見込み額ですが、基金残高１億円。こちらを確保するため、基金借入金として１億 3354 万 2000 円。歳入歳出を合わせたような形となります。

○佐藤文雄委員

いや、違うよ。私が言っているのは、何で増やしたんだということだよ。

9954 万 2000 円増えているじゃないですか歳入も歳出も。歳出のほうも、これ、歳出をふやせば、確かに歳入も、同じように増やすことになるんだよ。当たり前じゃないですか。なんで増やしたんだというんだよ。そうすると保険給付費まで、また、令和８年度保険給付費上げたんですか。その資料あるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

１億円の計上ですが、こちらはお配りした資料の下に歳出決算額精算分という小さな表があるかと思いますけれど、こちらのほうで毎年、前年度の精算分の国県への償還金が発生いたします。そちらの返済に１億円程度の基金は必要となりますので、そういった形で追加させていただきました。

○佐藤文雄委員

説明になっていないよ。なぜ、前回の資料と比べて、今度は返還金の話になっていくんですか。

何かまたチョンボじゃないですか、そうしたら。この前だって返還金が発生したと。それも令和４年度、それを令和５年度にやらなかった。で、予算の審議が終わって、専決処分して、6000 万円を返還した。それと同じですか、これ。なんで１億円の返還金が、ここで出てくるんですか。令和７年１月 16 日のデータのときには、なぜそのことがなかったんですか。なんでそういう話をしないのか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

返還金につきましては、前年度分の精算が終わったものを翌年度に支払うような形になります。

１月の資料に記載されていなかったことにつきましては、今回こういう形で、改めて記載をさせていただきました。

○佐藤文雄委員

だから理由を聞いているでしょう。また同じようなチョンボなんですかと言ったんですよ。

前回も、大体５月で返還金が決まるんですよ。６月の議会で補正をして、返還するんですよ。それをこの前は、見落とした。あれは、おかしいと言うんだよ、専門家から言わせれば。なんで同じようなことを今回やるんですか、じゃあ。令和７年１月 16 日では返還金は忘れていたという、また失念ですか。いかがですか、答弁になっていないよ。返還金はいつ分かったのか、これ、１億円の返還金。

○岡﨑　勉委員長

暫時休憩します。　　［午後　１時０４分］

○岡﨑　勉委員長

会議を再開します。　［午後　１時０５分］

○介護長寿課長（越渡貴之君）

１月の資料に掲載されていなかったことにつきましてですが、その時点の資料では第９期の計画運営についての資料となります。今回第 10 期まで想定をしまして、こちらを作成しましたので、第 10 期に絡んでの償還金の返還、こういった部分も見直していく必要がございましたので、掲載をさせていただきました。

○佐藤文雄委員

だから、説明できないということじゃないですか。

第10期の話を今やっちゃおかしいんだよ。中期財政計画なんだよ。これ、中期財政計画そのものの理解をしていないですよ。途中で変える。第９期は第９期で、３年間でこれを進めるというのが中期財政計画なの。それをまだ、第９期も固まっていないのに、第10期の話をしちゃいけないでしょう。それも第 10 期は保険給付費を４％上昇していることと仮定するなんて言うんだよ。まだ第９期はわからないじゃないですか。

なんでこういうのを作るのか。普通は第９期の最終年度、令和８年の例えば11月とかそれぐらいに、いわゆる国のほうの見える化システムが出てきて、そこに入れるんですよ。それで大体の、次の第10期の保険料の算定がわかるんですよ。そういうこともやっていないのに、これで第 10 期を出すというのは本末転倒ですよ。こんなやり方をとっている自治体なんかあるんですか。これ、かすみがうら市だけだよ、上げるために。

中期財政計画そのものについて、どういうふうに考えているんですか。これ、書いてあるでしょう。介護保険は３年ごとに見直され、保険料が決定されます。これ、データ入れていますから。３年間の計画ごとに、その期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込み料に見合って設定するという中期財政運営方式を採用しており、市町村が定める保険料は概ね３年を通じて財政の均衡を保つものでなければいけない。介護保険法第 129 条第３項にしっかり書いてあるんだよ。それを、今度の第 10 期の話まで持ってきたら、話にならないということなんですよ。中期財政計画のことを理解していないで、介護保険、こんなことをやっているんですか、特別会計を。

〇保健福祉部長（羽成英明君）

委員がおっしゃるように、中期財政計画的には第９期のものについては、定めるのが原則でございまして、そのことに誤りはございません。

ただ、今回の話を進めていく中で、次期、第10期の見通しはどうなのかというようなお考えもあるかと思いまして、そういったことについての資料として作成して、ご説明をしているという内容でございます。

〇佐藤文雄委員

誰がそんなことを言ったのか。

中期財政計画そのもののことをわからないでそんなことを言われたって、それは無理なんですと答えればいいじゃないですか。中期財政計画そのものの理解がされていないからでしょう。介護保険法の、この第129号第３項、このことを説明すればいいじゃないですか。第10期の話は、第９期のときに、令和８年のときに、第10期のことについては、そういうふうに想定するんですよと。

だって、今給付が４％伸びるかどうかだってわからないんだよ。これ、後で私が一生懸命やって、エクセルでこれを作って、いかにでたらめな、過大な数字を作っているかお示ししますけれど。どうですか。

〇保健福祉部長（羽成英明君）

今回の計画につきましては、第９期の内容のご審議をいただくというような内容でございます。

〇佐藤文雄委員

だからおかしくなっちゃうじゃないですか。今、返還金を第10期に絡んで、9900万円、１億円を出しちゃったんじゃないですか。で、あたかも財政安定化基金をこれまで 3400 万円だといったのが、11億3000万円にしちゃったでしょう。これはおかしいでしょう。

これは取り下げてくださいよ。こんな審議できないよ、まずこの出した資料は、そんなでたらめ資料を出して説明しても、これは無理ですよ。なんでこんなのを作ったのか。今言ったように、第10期のこ

とを知りたい人がいましたと、誰ですか、第 10 期のことを知りたいって。中期財政計画そのものについて説明をして、そのことにより理解を求めて、この資料でいきますというふうに言えばいいじゃないですか。

［小座野委員　入室］

○保健福祉部長（羽成英明君）

今回の資料については、基金の県からの借入などを想定したときに、次の時期の保険料がどのぐらいになるかというようなことを考えた上で、目安として、その資料を出したというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

誰から頼まれたんですか。今言ったように中期財政計画はそういうやり方じゃおかしいんですと言っているでしょう、第 10 期のことまでやっちゃったら、この介護保険法に反するの。そのこともわからないんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今委員のおっしゃるとおり、その第 10 期の部分についてはあくまでも目安でございまして、第 10 期のものについては、改めて審議をいたします。今回でその時期のことを判断しましょうというわけではございません。

○佐藤文雄委員

だったら取り下げてくださいよ。誰が言ったんですか、これ。そして中期財政計画についてあなたたちが説明できなかったんじゃないですか。第 10 期のことまで言って、１億円近く増やしちゃって、それを財政安定化基金から使うと。そうすると今度上がっちゃう。こんなでたらめな資料を出しておいて審議しようというんですか。これ、審議の参考にしろというんですか。参考にならないですよ。これは取り下げてください。

○岡﨑　勉委員長

暫時休憩します。　［午後　１時１４分］

○岡﨑　勉委員長

再開いたします。　［午後　１時２２分］

○介護長寿課長（越渡貴之君）

資料につきましては、佐藤委員のほうから、第 10 期まで計画が及んで、でたらめな資料というような厳しいご指摘もいただいたところなんですが、私どもとしては、第９期だけで、介護保険計画が終わるわけではないので、その次のことも、どういう形になるのかというのを、私どもなりの見込みで資料を作成させていただいたところでございます。資料はこのままご提出させていただきましてご審議を進めていただければと思います。

○佐藤文雄委員

中期財政計画そのものについての運営の原則、どう考えているんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご質問の中期財政計画ですが、介護保険法の第 129 条の第３項、こちらに先ほど来よりご指摘を受けております、保険料は概ね３年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないという形で記載されております。

厚生労働省では、保険料の算定時の給付見込み額より、給付額が大きく上回った場合には、３年間同一の保険料を用いることが財政運営上支障が生じるという、そういうことが見込まれる場合には、保険

料を変更することは可能となっております。そうすることで、結果的に３年間の計画期間の財政収支の均衡を保つことになるのかなと考えております。

○佐藤文雄委員

厚生労働省のどこに出ているんですか。

今回のこの介護保険の途中で上げているところは、１か所、下げているところが１か所だと。１つは島根県の吉賀町だっけ。もう１つは下げているところですよね。全国でそれしかないんですよ。それも、今回のこういう事態に落ちたのは、6000 万円の返還金、これを忘れていた。あとは、4000 万円のサービス事業を、増えていたのを忘れていた。ついでに、還付金、亡くなった方々もしくは移転した方々に、天引きされたお金を還付する、それを忘れていた。それは経費を入れて 1000 万円でしょう。そうやって、当初の介護保険を作るときに、２億 7000 万円弱あった介護準備基金が、取り崩されちゃっているから、大変厳しい。それは厳しいのはわかりますよ。だからといって、中期財政計画が、無視されることはないんですよ。ですから、中期計画の場合は、給付の見込みで、その見込みがある限り、見込みが違った場合、増えた場合とか減った場合、そのときは、財政安定化基金を使うというふうになっているわけだよね。それがルールなんですよ。こういうルールを無視すると、結果的にこれ、私は、いざというときには、これは審査会に持っていくしかないですよ。こういうルール無視をすれば。どうですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

介護保険法の 117 条の規定の中で、市町村は介護保険事業を定め、または変更するときということがございまして、期間中であっても変更することは法律上可能でございまして、その３年間の間で収支を保つというような認識でございまして、その中で給付費が増えたと、あと準備基金の残高が変わってしまったということなので、それに基づいて保険料の変更をお願いしたいというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

全国で、やっているところとやっていないところはあるよね、確かに。だから、それは許容されるところはあると思うよ。原則を考えてくださいって言っているんですよ。原則を無視していいんですかということなの。

今、改ざんみたいな、第 10 期のことまで持ち出して、１億円出して、財政安定化基金を１億 1300 万円にする。とんでもない数字の操作をやっている。皆わからないですよ。わかりますか。これ、１億円近く、この返還金を入れたというのを、皆さん、これ、おかしいなと思いますよ。前回と同じような中身になってしまうと。だから撤回しないで、議論してください。撤回しないで議論するということは、これは絶対にこの第 10 期、中期財政運営計画というそのものを無視して話してくださいということと同じだと思いますよ。

時間のほうもあるので、ちょっと、介護保険のこれ、今、４％云々かんぬんという話を、給付費が伸びるという、これを出してきているんですが。これ、介護保険で作りましたよね。改定前と改定後の給付の推計。これで私もデータを作ったんですよ。それを話したいと思います。これ、私が質問して、答えられなくなっちゃうから。質問したら答えられますか。

まず、訪問介護。第９期の…

［「データ」と呼ぶ者あり］

○佐藤文雄委員

いやいやそうじゃなくて、答えられるかどうかをまず確認する。答えられなければ私が説明するしかない。

第８期の実績、修正前は、介護訪問、見込みが、人数 153 人。１億 365 万 3000 円。第９期計画の、ま

だ修正前に、その時に、令和８年度では、どのぐらいになっているか。162 人になっていますね。そうすると、金額は１億 955 万 9000 円です。令和５年度の見込みと比べて何％伸びていますか。

○岡﨑　勉委員長

答え出ますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

58％になります。

○佐藤文雄委員

5.7％。58％じゃないですよ。5.7％です。58％かよ。58％、これ、見た…

○岡﨑　勉委員長

ちょっとお待ちください。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

失礼いたしました。5.8％でございます。

それで、いわゆる修正したときはどうなりましたか。修正後は、令和５年度は一応確定した実績数字になりますね。163 人でした。で、金額が変わりまして、１億 1978 万 6000 円です。令和８年度は、これ、修正後は、１億 7319 万 3000 円ですよ。伸び率は幾らですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

44.6％です。

○佐藤文雄委員

この数字を見たんじゃないですか。今計算しましたか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

はい、44.6％です。

○佐藤文雄委員

今訪問介護は、農村部では断られるんだって。何でかわかりますか。サービス給付費が下がったんですよ。全国でそういう事業所が少なくなって、利根町みたいに事業所がなくなっているというところがあるんですよ。都市部はまだいいんですよ。かすみがうら市は都市部でしょうか。

そうすると、訪問介護そのものが非常に厳しい。人も集まらない。ヘルパーも。それなのに 163 人から 201 人に、40 人も増えるんですよ。金額も 44.6％ですよ。どうやってこういう見積を作るんですか。それを答えてください。

○岡﨑　勉委員長

暫時休憩します。　　［午後　１時３６分］

○岡﨑　勉委員長

会議を再開いたします。　［午後　１時３７分］

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらにつきましては、令和５年５月分から９月分までの給付費及びその件数、そして年間分の給付費並びに件数の比率をもとに、令和６年５月分から９月分までの給付費及び件数に乗じて、算出をしております。

○佐藤文雄委員

これ、全体的に見たって、当初は 162 人だったんだよ。それが 201 人になったんですよ。今の説明だっておかしいんじゃないですか。当初は、改定前は 160 人ですよ。金額的に、これが 163 人でしょう。10 人ですよ、増えたのは。それが 40 人近く増えるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

改定前の計画、伸びが大分低く抑えておりましたので、そういったところから見直しをしまして、４％の伸びという形になりますので、現実的に伸びるのかどうかといういうことについては、あくまで計画値でございますので、ご理解をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

そこなんですよ。令和３年度、令和４年度、令和５年度。令和４年度が下がったよと、令和５年度がまた戻ったよと、コロナ禍で。それを今度は無視しちゃって、令和４年度だけ。高いほうに合わせては４％だというふうにしているんですよ。そういうからくりもあるんですよ。

訪問介護はどうですか。当初の見込み、これが何％で、修正後は何％ですか。書いてあるから言ってください。点検して。私のエクセルデータが間違っているかもしれない。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和８年度で訪問介護は、28.5％という形になります。

○佐藤文雄委員

いろいろあるから、時間がかかるからあれだけれども。例えば、住宅改修費なんかはひどいものだよ。住宅改修費を見てください。最初の見込み、令和４年度あるいは令和５年度見込みは４件で 467 万 3000 円だったんですね。修正前ですが、修正前は、金額的には、４件から６件に増えて、678 万 4000 円なって 45.2％増えたんですよ。そうしたら、今度は、改正後は、14 件に増えているんですよ。６件から 14 件。1248 万 5000 円で、何と、伸び率 118.3％ですよ。住宅改修費。何か住宅リフォーム助成制度を削ったけれども。介護のお金でやれば、住宅リフォーム助成制度を使わなくてもいいのかわからないけれども。この根拠はどうですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

これも先ほどご説明させていただきました説明の中での算出となります。

○佐藤文雄委員

それから、あと２か所ぐらいの話だけしますけれども、介護老人保健施設がありますね。これが計画修正前は、何％伸びですか。そして修正後は何％伸びになっていますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

14.2％です。

○佐藤文雄委員

だから、最初のやつを抜かしているよ。修正前、これが 1.7％。修正後、14.2％だよ。全体的に合計のところを見てください。修正前は、令和８年度は、32 億 8832 万 7000 円で、7.1％なんですよ。それが、修正後、令和８年度は、35 億 6503 万 7000 円、13.8％ですよ。

特に一番大きいのは、この介護給付費の中でも突出しているのが、訪問介護なんですよ、１億 7000 万ですから。それから通所介護、これも２億 5919 万 6000 円ですね、通所介護も。これなんかも 12.4％でしょう。いろんなところを、金額が多いところを見ると、まさに作為的だと思われるくらいに、伸びているんですね。地域密着型通所介護、これも１億 2338 万円、これが 12.9％伸びている。

こういうふうに、ものすごい数字を改定後に伸ばしているんですよ。そうすると給付を伸ばしていますから、決算予定も伸びるでしょう。保険料も足りなくなるよね。そういうふうにして作っているんですよ。こんな上振れしたような中身というのはないと思いますよ。いかがですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

佐藤委員から今上振れしているのではないかということで、佐藤委員が作られた資料で様々なご指摘

を受けて、私どもの方でもお答えをしながら、今後の保険給付費の項目について、お答えしていったわけでございますが、数値的には、大きく上振れしている部分、大きく伸びている部分、ございます。ただ、最終的にトータルとして４％という形で、過去の実績等も勘案しながら、設定をさせていただきました。私どもとしても、いや２％、１％、このぐらいで伸びて欲しいと、抑えてもらいたいというようなことも考えております。正直、どうなるかわからないだろうという、佐藤委員のご指摘、ごもっともでございます。将来のことでございますので、誰もわからないというのが現状でございます。

ですから４％が間違って１％に、そういう低い率で抑えられればなという気持ちはあるんですけれども、現状で過去の実績を見ますと、４％ぐらいは想定しておく必要があるのかなと考えております。

○佐藤文雄委員

４％も、でたらめなんだって言っているでしょう、今。コロナ禍で下がったところを、それを除いているでしょう。そうやって、そのところの３年間を経験して、４％だなんて言っているんじゃないですか。

私も平成 27 年ぐらいから、データを取っているんですよ、これ、ずっと。そうすると、４％を超えたところなんかないですよ。平成 27 年から、４％になってるところなんかないですよ。そうしたら今度は全部４％にしちゃっているんですよ。給付費がどんどん増えるようになっているじゃないすか。

別に給付費を伸ばすんじゃないと。そんなこと言わないですよ。介護はきちっと、社会的な介護ですから、これは必要ですから。ただ、伸び率はずっと伸びていないの。４％を超えたことはないんですよ。それを全部４％にしちゃったんですよ。それも第 10 期まで４％にしちゃうんですよ。ああいうでたらめな数字を出して、中期財政運営計画そのものを無視した話をして、途中だって変えられます、平気で言うんだもの。どうですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

佐藤委員から今ご指摘のあった点でございますが、過去の伸びにつきましては、３％後半が多い、幾つか見られます。しかしながら、令和５年度に関しては 4.8%伸びております。令和４年度についてはデータを取っていないだろうというところでご指摘をいただきましたが、こちら、コロナ禍で大分利用が下がっているところでございます。そういった点も勘案しまして、通常の社会的要因の影響を受けない年の伸び率を参考にいたしまして、４％という数字を出させていただきました。

○佐藤文雄委員

だって、第６期でも第７期でも第８期でも、第６期の方なんかは、平成 17 年度、2.9%。平成 28 年度は 0.9%。平成 29 年度はマイナス 1.3%。第７期、平成 30 年度、３％。令和元年度、3.8%。令和２年祖、3.7%。令和３年度、3.10%、令和４年度、マイナス 0.7%。これは令和４年を除いちゃったでしょう、令和５年度が 4.8%ですよ。それで、次はもう全部平均４％にしているんですよ。だから、そういう作為的なものがあるということなんですよ。で、今の上振れを指摘したわけです。

○岡﨑　勉委員長

ちょっと待ってください。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和６年度、令和７年の２月末現在、こちら、保険給付費全体で対前年度比で４％の伸びとなっております。この後、令和７年度、令和８年度、大ぶれしているだろうというところのご指摘、将来推計というところで、ごもっともかと思います。

○佐藤文雄委員

ですから、中期財政運営計画というのがあると。見込みが違ったら、準備基金がなくなった場合は、

財政安定化基金を使うというふうなルールになっているんですよ。ただ、財政安定化基金は、だんだん使うところがなくなって、令和５年度は、財政安定化基金を使ったところは何件でしたか。金額は幾らでしたか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

県内では利用した団体はありませんでした。全国では３自治体ほど利用していると記憶しております。金額については、約２億 6000 万円だったと思います。

○佐藤文雄委員

だから、財政安定化基金を、当初は結構使っていたんですが、だんだん少なくなってきているんですよ、確かに。つまり、厚生労働省は、どんどん介護保険を上げるような仕組みを作っているから、特にそういうことになっている。だから、余っちゃっているんですね。準備金になっちゃっているの。ですから今回のやつは、あくまでもそういう、今までの大きな行政のミス、これが重なったということを考えたら。いわゆるルールどおりにやらなきゃいけないと。これは基本だと思いますよ。それを無視して負担を押し付ける。負担の押し付け方も、前の改定前と改定後では大ぶれしていると。つまりどうなるかわかりません。責任を持たないじゃないですか。責任を持った答えじゃないですよ。でも大ぶれする。これでは、市民は納得しないと思いますよ。いかがですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

４％のデータにつきましては、先ほど来よりご説明していますとおり、過去３年のデータをもとに算出しております。

［「抜けているでしょうと言っているんだよ」と呼ぶ者あり］

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和４年度は抜けておりますが、そこは、社会的要因の影響で大きく減少した年でございますので、そこは抜いております。それ以外の過去３年のデータを参考に、４％としております。

○岡﨑　勉委員長

佐藤委員、最後に。

○佐藤文雄委員

最後にはなりません。

今上振れしているでしょう。だから４％といっても、一つ一つの項目を見てくださいと言っているの。訪問介護が 44％ですよといっているのよ。４％じゃないんですよ。44％なんです。大きなところを一つ一つ見たじゃないですか。なくしたところもありますね。何かデータから取り外したところもありますよ。だから全体的に 13％か 14％になっているんですよ。でも４％じゃないですよ。それを４％、４％、４％と積み上げれば、４、８、10 億円ぐらいになっちゃうものね。だから言っているんですよ。だからその４％、じゃあ、個々の事業の中身を見てチェックすると、大幅なぶれがあるよということなんです。それに対して、まともに説明できないじゃないですか。４％じゃないでしょう。何で 44％も伸びたんですかといったって、急に 40 人もば一っと増える。これ、どういう人が増えるんですか。それ、対象者はわかっていますか。わからないでしょう、分析できないですから。だから、中期財政運営計画でやりなさいと。足りないときには、安定化基金を使いましょうというふうになっているんです。

○矢口龍人委員

私がお聞きしたいのは、これ、第９期の保険料を設定するときの時期、いつの時期にこれを設定したんですか。この 5,600 円っていう、その第９期の。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

保険料5,600円としての保険料設定につきましては、令和５年度に策定いたしましたので、令和４年度のデータと令和５年度の一部を参考に策定しております。

○矢口龍人委員

そうしますと、もちろんこの令和４年度、令和５年度で作成したということは、この時点で計画を作っていたと思うんですけれども、それが見える化ですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

矢口委員のおっしゃるとおりでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、これ、令和６年度に実施して、もう１年目で財政破綻するような内容なんですよね。要するに値上げしなきゃならないということは。そうすると、令和４年度、令和５年度で計画を作ったときが、余りにもこれがおおよそお粗末な計画だなと思います。実際どうか、これ、この時点で、この5,600円って妥当な数字だったんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

見える化のほうで出た数値につきましては、基金取り崩しを全然しない場合につきましては6,377円、約6,400円。基金を１億2000万円ほど取り崩す場合の想定としては、約6,123円となります。そういったラインの数字で出てきております。

○矢口龍人委員

何かすごく差があるというか、これでは、１年目で財政破綻をしてもおかしくないなと。これ、当時の担当が決定した金額だと思うんですけれども。これについての説明はできるんですか。

○岡﨑　勉委員長

暫時休憩します。　［午後　２時０２分］

○岡﨑　勉委員長

再開いたします。　［午後　２時０３分］

○介護長寿課長（越渡貴之君）

5,600円の設定につきましては、その当時２億7000万円ほどの基金がございましたので、そういった取り崩しを見ながら5,600円という数字で設定いたしました。

○矢口龍人委員

いや、ですから、２億7000万円の基金があることによって5,600円で設定したんだから、要するに、第９期はそれで安定した財政運営ができるという読みで始まったと思うんですけれども、もう２年目で、もうぎりぎり破綻するような話なんですよ。基金もなくなっちゃったということなんだ。

［「これ今チョンボやったと」と呼ぶ者あり］

○矢口龍人委員

チョンボ、これは6000万円でしょう。

［「違うよ１億1000万」と呼ぶ者あり］

○矢口龍人委員

１億1000万円なんだ。だから、それは、そういうことであれば、やっぱり行政側として、チョンボがあったら、ごめんなさいときちっと詫びを入れてもらって、それで、もうこれは要するに、この金額、要するに、保険料を上げさせていただかないと、とてもやっていけませんということで、了解を得るしかないんじゃないのか。

要するに、例えば安定化資金を借りるということになると、その安定化資金は借金になって、そうす

ると第10期の、さっきの話じゃないけれども、先送りするだけでもって、その第10期の人たちで今度はそれを返さなきゃならないでしょう。一般財源でもぶっ込んで、全部返してやれば、上げる必要はないだろうけれども、だからそこのところを、責任持ってやっぱりやってもらうしかないなと。

次の第10期から保険料を納める人もいるわけですよね。65歳になれば。だけど、その人たちにその第９期分の借金を払えというふうなことを言っていることになっちゃうので、それはちょっと厳しい話だなと。で、我々議員も、次改選がありますから、その時に、お前ら今回賛成したのか反対したのかということを言われても、非常に大変なことなんですよ。我々、これ、審判を受けるんですから。

だから、もう本当に介護保険関係、65歳以上で、大変生活も苦しいし、内容も苦しいのはもう本当に、皆さん同じだと思いますけれども、そこはやっぱり、もしこういう議案を出してくるのであれば、きちっとやっぱり行政側で非は認めて、とにかく、何とか実施するのであれば、お願いしますという態度を、きちっと示してもらわないとしょうがないなと思うんですけれども、いかがですか。

〇保健福祉部長（羽成英明君）

矢口委員に言っていただいたような内容でございまして、第９期の時点では、必要な保険料の、サービス必要量としての金額が29億円ほどございまして、そのうち、介護保険の準備基金を２億7000万円想定しておりましたので、そのことから5,600円という算定をさせていただいたところです。ただ、今回の場合は、保険料等を必要とするサービス料については、30億円を超えた金額が必要というようなことになりまして、準備基金のほうも１億1000万円ぐらいしかないというような状況がございました。

そういったことから、１億1000万分を保険料を抑えるために使用したとしても、6,100円という数字にならざるを得ないというようなことでございますので、そういったところから、保険料の改正をお願いしているという内容でございます。

〇設楽健夫委員

これ、去年からずっと続いていますけれども、一番最初に出てきたのは暮れで、令和７年１月16日に出してきたのは、２案が出ていたんですよ。値上げ案と、今のままでいくという２つの案が出てきたんですよ。

それで、３つのミスがあったと。その反省に立って、具体的な給付費の数値がどういうふうに動いているんだと、想定できるんだと、それを出してくれというふうにいくら言っても出してこなかった。結局出てきたのは、基金を１億円貯めるためという結果がまずあって、そこからさっき言った上振れだとかそういうもので、この中身を見ていくと無茶苦茶ですよ。それで、このままでいくという、3400万円が足りなくなる。この数値も作られた数字なんですよ。どういうふうに動いていくかわからないんですよ、これ。1000万円になるのか。上振れということはもっと下がるんですよ。足りなくなる金も下がっていく。わからないんですから。第10期になったら見える化システムにデータを入れていくという時期が来ると思いますけれども。私は、今期は今までどおりの中で進めていって、精査をしていく時期だというふうには自分は思っています。だって、恣意的に作って、令和８年度には3400万円足りなくなるんだと。それも上振れしたデータで。そんなもので、今の第10期まで生きられるかどうかわからない人たちに、値上げを迫っていくなんてことができますか。介護保険ですよ。

で、この3400万円っていう数字が、私は作られた数字だと思っていますけれども、今回は、取り下げるなら取り下げるなりして、今のままでこの令和７年度は進めていくということはできませんか。

〇保健福祉部長（羽成英明君）

今回の内容につきましても、介護保険の先を見通して、令和８年度までのものの状況を見ますと、その先の運営も考えますと、今の現状のところの保険料の改定が、そういう状況ではないと安定できない

というようなことで考えてございますので、それで進めたいと思います。
○設楽健夫委員
　それは何を言っているのかと言えば、お金を貯めておいて、今までの、正確な形での給付金を計算しながら経営をしていくということではなくて、金を貯めておいて、もしかして足りなくなったらそれによって何とかなっていくんだと、そういうもののことを言っているのと違いますか。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　貯めておくという部分の１億円のところなんですけれども、最初１億 1800 万円のところ、こちらの部分なんですが、先ほど来よりご説明申し上げましたとおり、前年度の精算金、国県市の清算金がありますので、こちらを返還するためにこの基金のお金がないと翌年度にお返しすることができませんので、そういった部分での基金積立となります。こちらのほうは必ずないと、翌年度国県に返せませんので、そのまま返さないで…
［発言する者あり］
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　そうです、1億 1800 万円の部分ですけれども、貯めているわけではなくて、返すのに必要なお金となります。
○櫻井繁行委員
　矢口委員の少し関連で質問させてもらいたいと思ったんですけれども、やはりこの市民感情として、今非常に物価が高騰している中で、この第９期を始めたのって令和６年度からですよね。この３年間の計画で 5,600 円でスタートしたはずなんですけれども、市民感情として、令和６年度にもう 400 円も、まず保険料が上がって、これ、令和７年度になったときに今度はまた 500 円上がると、これは２年間で 900 円の値上げになるわけで、これは月ですよね。月ですから、年間にしたら本当に相当な額になるんですけれども、その辺のところを、やはり丁寧に、我々もこれは説明責任がありますから、そういったところをもう少ししっかりと説明をいただき、だからこそ、やはり見込みが甘かったんじゃないかというのは再三、いろいろお話が出ている中なんですけれども。
　これはちなみになんですが、やはりこの３年間のこの計画の中で、まずはこの令和７年度は、そのままの状況で行く場合も可能じゃないですか。例えば値上げをしないパターンというのがありますよね、令和７年度に関しては。それでもまだ基金残高は 3000 万円ほどあるので、一度、令和７年度はこの値上げをしないで 5,600 円の保険料でいきながら、令和８年度状況を見てということというのは、検討の材料にはならないのかなと思うんですが、いかがですか。
○岡﨑　勉委員長
　はっきり答えてください。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　ご提案のあった 5,600 円で継続というところでございますが、ちょっとこの場ではっきり、じゃあそうしますというようなお答えはちょっとしかねますので、ご理解を…
［発言する者あり］
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　そうですね。そういったところも見ていきたいと思います。
　［「はっきりしろよ」「重要なところだろう」「検討はされたのかというところを」と呼ぶ者あり］
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　見直しをせずにこのままいくというところについては、検討してまいった次第なんですが、私どもと

しては、①試算の保険料見直しというところで、結論になりましたのでご理解をお願いいたします。
○櫻井繁行委員
もちろん、これ、我々も、私 49 歳ですが 16 年後はお願いすることになるので、あと 16 年経ったら保険料がどうなっちゃうのかなともちろん思いますけれども。やはり、この介護保険って、いろんな委員の意見が出ているように非常に大事なことですから、破綻をしてしまったら本当に困っちゃうわけですよね。どのタイミングで値上げをするかとか、どのタイミングで基金の借入を起こすか、もしくは、どのぐらいのパーセンテージの見込みをしていくかということは非常に大事だと思うんですけれども、やはりもう少し慎重に考える必要があるかなと。
あと、もう一点、最後にしますけれども、１月の段階で出していただいた補足資料、これは財政安定化基金の借入の部分なんですけれども、基本的には 3400 万円というような試算をされていたのは、今回は基金を１億円積むというお考えなんでしょうけれども、１億 3354 万 2000 円の借入を起こすわけですよね。ただ、これで借入を起こす場合、1,300 円ほど上がるというようなお話なんですが、確かこの財政安定化基金借入分については緩和措置があって、令和７年１月 16 日の資料を見ると、これは９年間で試算をしていただいていて、月々上がるのが、年間で 300 円程度というお話もありますけれども、この昨日出していただいた資料というのはこれ、あくまでも期間で３年間での返済というような考え方なので、ちょっとこの対比の数字が見づらいというか、正直言うと平等の対比の、数字になっていないので、ぜひこれも９年間とか、緩和措置をした場合の値上げ率、また、令和７年１月 16 日の資料のこの 3400 万円に対しても、３年間でしっかりと償還をしたときの、年間のでもいいし、月でも、そういう、しっかり対比するものを補足資料で出していただければありがたいと思うんですが、いかがですか。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
ただいまご指摘のあった点につきましては修正してまいりたいと思います。
○小座野定信委員
随分と長い審議になっているわけなんですが、佐藤委員の細かい説明、質問。そして設楽委員のやはり厳しい意見。櫻井繁行委員の提案と、いろいろと質問並びに提案が出てきたわけなんですけれども、今の部長の立場を考えますと、非常に、まだ移動してきて半年。途中からこういった難しい問題が積み上がっていて、それを半年の中で、値上げを断行するしかないという判断も非常に苦しかったと思うんですけれども、やはりここは、１歩踏みとどまって、今櫻井繁行委員が申したような形が一番スムーズではないかなと思います。
ただ、私、１つ提案なんですけれども、この値上げ幅をもうちょっと落として、基金のほうからも借り入れるという折衷案ということも１つ提案したいなと思います。でないと、最後の年にやはり大きな借入または値上げというものが発生してきてしまうので、それを抑えるために、１段階、ちょっと 300 円でも 400 円でもここで上げさせてくれよと。上げておいて、最終年度に辻褄を合わせるというやり方が一番いいんじゃないかなと。そうすれば、基金の１億円という借入も、半分または６割、７割で済むんじゃないかなと思うところでありますけども、いかがでしょうか。
○保健福祉部長（羽成英明君）
委員が言われているようなご意見があるとは思いますけれども、ただ、執行部側としても提案をしているところでございますので、その中で、委員会のほうでご判断をいただいて、対応するしかないのかなと考えています。
○岡﨑　勉委員長
暫時休憩します。　　［午後　２時２１分］

○岡﨑　勉委員長
　会議を再開いたします。［午後　２時３０分］
　それでは質問を。
○櫻井健一委員
　ちょっと確認なんですけれども、介護保険で受けられるサービスがいくつかあると思うんですね。主要な訪問介護ですとか、そういったところはしょうがないと思うんですけれども、市町村によって金額が変わりますよね。これというのは、そのサービスの水準というのは必ず決まっているのか、それとも例えば福祉用具に関するサービスだとか、そういう緊急性があまり少ないようなところに関して、少し見直しができないのかなというのを少し感じているんですけれども。そこに関してちょっと教えていただけないですか。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　それは全国共通で決まっておりまして、あとは地域によって加算というような内容もございます。
○櫻井健一委員
　ということは、保険料を算定するにあたって、中身のサービスを少しやらなくして安くするとか、そういう考えというのは難しいということなんですね。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　おっしゃるとおりでございます。
○岡﨑　勉委員長
　ほかに質疑ございませんか。
○井出有史委員
　先ほどの答弁の中で、基金のあり方についてなんですけれども、返還金ですか、必要があるので、ある程度の基金が必要だという話で、何かそこら辺、もう少し、お金の出し入れがわかるような資料って出せますか。いつ頃に、返還金が必要なので、基金がこれぐらい必要なんだという、その時期がわかるような表というか、資料というか。そうしないとなぜ基金がこれぐらい必要なんだというようなものが、正直わからないので。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　前年度の清算金の確定なんですが、６月ごろにはほぼ確定すると思います。それで、通常ですと、９月定例会で補正予算を、提出したりしているのが現状でございます。
○井出有史委員
　それを何か、全体的なお金の流れの仕組みを、年間としての、この時期にこういう形でお金が出ていくとか、この時期にお金が入ってくるとかという、年間のものが欲しいんですよね。そうしないと、これだけ基金がやっぱり必要なんだなんていう、その判断材料にもならないというか、現状、話を聞いているだけでは。そういった資料が正直欲しいです。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　交付金がいつ頃入って、というところのお金の流れにつきましては、中身を見ながら資料を作成してまいりたいと思います。
○佐藤文雄委員
　最初に、今年度４月にもう給付しなきゃいけないから、国から、年間これぐらい必要ですよという申請をするんですよ。その分が、毎年それが来るんですよね、幾らかと。最終的にその分を、翌年の、確定しますから、その分で返還するという流れなんですよ。そういう流れをちゃんと教えてあげてくださ

いよ。それがわからないから言っているんですよ。今の説明はちょっと足りませんよ。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
私の説明がちょっと理解できないような内容でしたこと、本当に申し訳ありません。
国の負担金につきましては、毎年入ってくるわけなんですけれども、それが、何回入ってくるかについてはちょっとこの場でお答えできないんですけれども、そちらの入ってきた内容で、精算して、残った部分につきましては、翌年度の６月に確定いたしまして、それを、その年に返還していくという形になります。
○岡﨑　勉委員長
ほかに質疑はないですか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。
○佐藤文雄委員
根本的には、中期財政計画という、こういうルールがございます。このルールに従ってやることが必要だと。ですから、令和６年度始まった。で、令和７年度にまた変更するということになると、このルールに基づかないことになってしまいます。特に今問題なのは、いろんな形で給付を多くしたりして、作為的にやっているというところがありますけれども、いずれにしても、このルール、これに基づかないと、介護保険制度をやれません。その都度変えていたら、これは介護保険制度じゃなくなっちゃいます。なぜ３年間なのかというのは、３年という、高齢の方がいらっしゃいますから、もう８割の方は利用していないんです。
ですから、そういう意味では、３年間に限ってやるというのがルールですから、このルールを踏み外して上げることについては反対です。
○岡﨑　勉委員長
ほかに討論はございませんか。
○矢口龍人委員
私は、賛成の討論をさせていただきます。
先ほどもお話しましたように、第８期で、第９期の保険料を決定したというふうなことです。令和５年度、見える化の内容では、6,100 円というような数字が出ているにもかかわらず、5,600 円という金額で抑えたことが、今回の２年目で値上げをするような状態になってしまったというのは、これは、執行部として本当に市民に対して、本当にしっかりと、ことの重さを考えていただきたいと思います。
今回の第９期のサービス給付費は、第９期の収入で補うことが原則であって、県から借金をして、そのつけを第 10 期に押し付けることは、介護保険の原則から外れることになり、避けなければならないと思います。結果的に第９期途中での保険料の値上げとなれば、被保険者の負担が増えることになるので、とても心苦しいが、第 10 期に借金返済分が上乗せされ、さらに大きな値上げとして負担を強いることを考えれば、苦渋の選択ではあるものの、第９期での値上げはやむを得ないと考えます。
執行部においては、二度とこのような失態を繰り返すことのないよう強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。
○小座野定信委員
私も賛成の立場から討論いたします。

今矢口委員から出たように、２年目での値上げということでございます。言うならば、当初の見込みが間違っていたということは現実であろうかと思います。この間違いというのも、見込み違い、何せ相手は生きた人間ですから、どの人がいつこういうお世話になるかわからないということを想像した上での数字、値上げの、見込みを反映してくるんだと思うんですけれども、そういったことも、ちょっと見込みが甘かったかなという点を、今後のこの介護保険運営に対しまして、今後このような間違いのないように、見込み違いのないように要望しまして、やむを得ず賛成の討論といたします。

○設楽健夫委員

先ほどからも話していますけれども、昨年の暮れから続いてきましたけれども、値上げ案と、あとはこの第９期のまま進んでいくという案が出されてきました。そのあと第９期の、令和８年度か、3400 万円マイナスになるんだという数字が出されてきました。問題は、過ちを、あるいは甘い見通しを立てたという後の、数字の立て方が非常に恣意的に、１億円貯めるんだということが最初にあって、それですべてのものが上振れ含めて、様々な数値がやっぱり乱れ飛ぶというような形で進めてきている。このことが、一番大きな私は問題だと思っています。それで、今年は、この第９期のままでいって、そして精査をしていく。そういう時期になってくると自分は思います。そしてその時に、生の給付の想定値分析、何回も言っていますけれども、そういうものをきちっと出して、そして運営していくということを求めていきたいと思います。その結果出てきたものについて、市民の皆さんに、丁寧に解き明かしていくという作業が必要になると思いますけれども。とにかく、この間明らかになってきた、間違った表記だとか、あるいは明らかになって以降の動きについては、もっとやはり真摯に、生身の給付金の姿を出して、そして想定して、今後進めることについては、進めていっていただきたいと思います。

反対意見です。

○岡﨑　勉委員長

ほかに討論ございませんか。

○櫻井繁行委員

私も反対の立場で討論させていただきます。

るる、質疑、協議させていただきました。そういった中で、やはり市民感情を考えても、２年間で 900 円の月々の値上げ。これは非常に理解されがたいことだと思います。もちろん破綻をしてはいけないと、それは重々私も介護保険、大事なことだと思っています。ただ、そういった中で、まず令和７年度は、この月々5,600 円の方向性でいっても、基金が 3000 万円強残るわけですから、まずは令和７年度しっかり、そこで推移も多少変わる可能性もありますので、４％の推移が。

そういう中でしっかりと取り組んでいただいて、また令和８年度の段階で、第９期の最終年度ということになると思いますけれども、その時に、これはどこかのタイミングで値上げをしなきゃいけないというのは、絶対ありますから、そのときまた、しっかりとした数字、エビデンスを持っていただいて、丁寧に説明責任を果たしながらというのが、一番理想的なのではないかということを申し上げさせていただいて、私の反対からの意見、討論とさせていただきます。

○岡﨑　勉委員長

ほかに討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

それでは、採決いたします。本案は異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○岡﨑　勉委員長

賛成少数であります。

よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 30 号　かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 30 号　かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、介護長寿課越渡課長から説明をいたします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

議案概要書は 21 ページ、議案集は 41 ページになります。

要旨といたしましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、包括支援センターの職員配置について見直されたため、条例の一部改正を行うものでございます。

内容は、包括支援センターの職員配置については、人材確保が困難な状況を踏まえ、3職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置要件を見直しし、柔軟な職員配置を可能とするものでございます。施行年月日は公布の日となります。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら挙手の上ご発言をお願いします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 31 号　かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 31 号につきましては、介護長寿課越渡課長から説明をいたします。

○岡﨑　勉委員長
　それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　ご説明いたします。
　要旨としましては介護保険法施行規則が改正されたことによる条項のずれを解消するための条例制定となります。
○岡﨑　勉委員長
　以上で説明が終わりました。
　それでは質疑等がございましたら挙手の上、ご発言お願いします。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　質疑を終結いたします。
　これより討論を行います。討論はございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　討論を終結いたします。
　それでは採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
　次に、議案第38号のうち、保健福祉部介護長寿課、社会福祉課、及び子育て支援課の所管に関わる部分を議題といたします。
　保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。
○保健福祉部長（羽成英明君）
　それでは、議案第 38 号　令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、介護長寿課に関する部分について、介護長寿課長から説明申し上げます。
○岡﨑　勉委員長
　それでは説明を求めます。説明は簡潔にお願いします。
○介護長寿課長（越渡貴之君）
　ご説明いたします。
　はじめに歳入になります。
　議案概要書29ページ、議案集70ページ。19款繰入金、２項特別会計繰入金、３目介護保険特別会計繰入金1071万7000円の増。
　内容は令和５年度決算に伴う介護保険特別会計からの保険給付費、人件費等の余剰金の戻し分となります。
　次に歳出になります。
　議案集63ページになります。
　繰越明許費につきましては、２段目の３款民生費、１項社会福祉費、説明欄01高齢者対策事業、0102長寿社会づくりに要する経費2978万円。

内容は、工事の遅延によりまして介護施設の整備に関する地域医療介護総合確保基金事業補助金 1978 万円、及び社会福祉施設整備費補助金 1000 万円を令和７年度へ繰越明許とするものでございます。

続いて、議案概要書 31 ページ、議案集 75 ページになります。

３款民生費、１項社会福祉費、３目老人福祉費、説明欄 01 高齢者対策事業、0101 要援護高齢者等対策に要する経費 393 万 8000 円の増となります。

内容は老人保護措置費で、茨城県老人福祉施設協議会及び市内の老人保護施設から要望がありまして、高齢者の施設への措置に係る費用である支弁費を改定したことによるものでございます。

最後にその下、説明欄 01、介護保険事業、0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 562 万 5000 円。

内容は介護給付費の市負担分の繰入となります。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

繰越明許の長寿社会づくりに要する経費の、２か所あったんですが、この理由を教えていただけますか。どういう取組をして、それが遅れてしまったのか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

お答えいたします。

特別養護老人ホームの増築工事の内容となりまして、増築工事の際基礎工事をやっていたところ、既存の建物の基礎杭と干渉するといったような、ちょっと工事の進捗に支障がございまして、遅延して繰越明許となりました。

○佐藤文雄委員

特別養護老人ホームの会社はどういう会社ですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

プルミエールひたち野でございます。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて説明を求めます。なお説明は簡潔にいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、社会福祉課所管の令和６年度一般会計補正予算（第 10 号）について説明させていただきます。

議案概要書は 36 ページ中段、ナンバー20、議案集は 74 ページ中段をお願いいたします。

３款１項１目、02 社会福祉事業、0211 物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費１億 1553 万円の減額です。

内容としましては、令和６年第２回定例会にて補正予算を計上いたしました物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）への１世帯当たり 10 万円及び、子ども加算１人当たり５万円の給付事業が終了したため、当初見込みました非課税世帯及び均等割非課税 1,700 世帯及び子ども加算 250 人、事務費を含め計１億 8396 万 1000 円に対しまして、支給実績、633 世帯、6330 万円、及び、子

ども加算 87 名、435 万円、計 6765 万円に、事務費執行額 78 万 1000 円を合計しまして、6843 万 1000 円のため、残額１億 1553 万円を減額するものでございます。

続きまして、議案概要書は 37 ページ、ナンバー27、議案集は 76 ページ上段をお願いいたします。

３項１目 02 生活保護費事業、0201 生活保護等総務事務に要する経費、22 節国庫補助金等返還金 5742 万 9000 円の補正でございます。

内容としましては、令和５年度の国庫補助金の負担金の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続きまして、議案概要書は同ページ、37 ページでナンバー28、議案集は 68 ページの中段をお願いいたします。

歳入予算、15 款１項１目４節生活保護費負担金、説明欄、生活保護費負担金 3477 万 8000 円の減額。

続きまして歳出予算、議案集は 76 ページの中段をお願いいたします。

３款３項２目 01 生活保護等扶助費事業 0101、生活保護等扶助に要する経費 5050 万円の減額でございます。

内容としましては、生活保護に係る各扶助費の令和６年４月から 12 月までの実績額に基づき、残り３か月の予算執行状況を踏まえ試算した結果、国庫負担金を多く受入と判断したため減額するものでございます。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは社会福祉課に対する質疑等ございましたら挙手の上、ご発言願います。

○佐藤文雄委員

ちょっと返還金の件で、ちょっと書き取れなかったんですが、物価高騰に関わって、10 万円と、子どもですか、これは 1,700 世帯、子ども 250 人で支給したのが 6,000 世帯。

ちょっとそれを言っていただいて、これがなぜ年 1,700 世帯なのに 6,000 云々かんぬん、子どもが 87 人というふうになって、マイナスになってしまうのか、そこら辺の経過を教えてください。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

まず支給実績ですけれども、633 世帯。金額にしまして 6330 万円。子どもを加算が 87 名、金額にしまして 435 万円でございます。

続きまして、当初予算案で見込みました 1,700 世帯及び子ども加算 250 人という数字でございますが、令和４年度に、新たな非課税世帯の給付金を実施した際に、560 世帯が実績でありまして、均等割世帯につきましては、令和５年度に均等割の対象世帯に給付をしました実績が 850 世帯というところから、今回数字のほうも当初非課税世帯 700 世帯、均等割世帯 1,000 世帯と見込みました。また、子ども加算につきましては、令和５年度に初めて給付を実施したんですけれども、その際の実績が 312 人、子どもに支給したというところで、実際、新たな非課税となった方が対象というところで、子ども加算の部分につきましては、前回令和５年度に実績で 312 名ですけれども、若干減数しまして、250 名と算出した中で補正予算の計上をさせていただいたような次第でございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと説明、簡単に説明をしていただいたんですが、ちょっとよくわかりませんので、後で表を作って、後でいいですから教えてください。お願いします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

提出をさせていただきます。
○岡﨑　勉委員長
そのほかに質問ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
それでは、続いて説明を求めます。なお説明は簡潔にお願いします。
○子育て支援課長（関　克明君）
それでは子育て支援課所管の補正予算につきましてご説明いたします。
議案集は 63 ページをお願いいたします。
第２表繰越明許費、３番目の稲吉児童館管理運営に要する経費 98 万 9000 円でございます。
勤労青少年ホーム及び稲吉児童館の解体業務の工期が延長されたことによりまして、測量等業務委託の期間の確保ができなかったため、繰越を行うものでございます。
それから、議案概要書は 29 ページから 37 ページ、議案集は 68 ページをお願いいたします。ページの中段より少し上になります。
歳入からになります。
15 款１項１目３節、児童扶養手当給付費負担金 146 万 7000 円の減額でございます。
児童扶養手当の交付見込み額に応じまして国負担分を減額するものでございます。補助率国３分の１、市３分の２でございます。
歳入については以上でございます。
続いて歳出についてご説明いたします。
議案集 75 ページをお願いいたします。ページの中段からになります。
３款２項１目、01 子ども・子育て支援事業 88 万円の減額でございます。
会計年度任用職員の報酬におきまして、支出見込みから不用額が生じるため減額するものでございます。
続いてその下、２目児童措置費、01 児童措置事業、0101 児童扶養手当支給に要する経費 440 万 1000 円の減額でございます。
児童扶養手当において、支給対象者数の見込みから不用額が生じるため減額するものものでございます。当初見込みとして 445 人を見込んでおりまして、最終見込みとしまして 426 名。約 19 人のマイナスでございます。
続いてその下、３目保育所費、02 保育所維持管理事業、0204 わかぐり保育所管理運営に要する経費 330 万円の減額でございます。
会計年度任用職員の報酬及び光熱水費、給食費につきまして、支出見込みから不用額が生じるため減額をするものでございます。
○岡﨑　勉委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。

次に、議案第41号　令和６年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

介護長寿課越渡課長から説明をいたします。

○岡﨑　勉委員長

それでは説明を求めます。なお説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

議案概要書は44ページ、議案集は102ページ。

初めに歳入になります。

３款２項２目１節地域支援事業交付金59万7000円の増。介護予防に係る国庫補助金になります。

４款１項２目１節地域支援事業交付金80万6000円の増。介護予防に係る支払基金交付金になります。

５款３項１目１節地域支援事業交付金37万3000円の増。介護予防に係る県補助金になります。

７款１項１目１節介護給付費繰入金562万5000円の増。介護給付費に係る市の負担分になります。

７款１項２目１節地域支援事業繰入金37万3000円の増。介護予防に係る本市の負担分となります。

７款２項１目１節介護給付費準備基金繰入金4158万3000円の増。保険給付費に係る介護給付費準備基金からの繰入金になります。

８款１項１目１節繰越金934万8000円の増。前年度繰越金の計上となります。

次に議案概要書44ページ、議案集は103ページをご覧ください。

歳出になります。

２款保険給付費、１項介護サービス諸費、１目居宅介護サービス等給付費、説明欄01居宅介護サービス等給付費に要する経費2450万円の増。

内容は、利用の増加が見込まれます通所サービスに係る費用になります。

次にそのすぐ下となります。

１目１節介護サービス等給付費、説明欄01施設介護サービス等給付に要する経費2050万円の増。

内容は、利用の増加が見込まれます特別養護老人ホームなどの介護保険施設の入所に係る費用になります。

続いてその下、４款地域支援事業、１項介護予防生活支援サービス事業、１目介護予防生活支援サービス事業費、説明欄01介護予防生活支援サービスに要する経費298万8000円の増。

内容は、利用の増加が見込まれます総合事業により要支援１、２の認定を受けた方が利用する通所サービスの費用、サービス計画にかかる費用になります。

最後になります。７款諸支出金、３項繰出金、１目一般会計繰出金、説明欄01一般会計繰出に要する経費1071万7000円の増。

内容は、令和５年度決算に伴います保険給付費、人件費等の余剰金の一般会計への戻し分となります。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に議案第 42 号のうち、保健福祉部子育て支援課、社会福祉課及び介護長寿課の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

子育て支援課から説明をさせていただきます令和７年度の当初予算につきましては、第一保育所が令和７年３月 31 に閉所になることから、第一保育所運営に要する経費が減額になっております。

一方、旧第一保育所については引き続き、放課後児童クラブ、南小児童クラブ２つを行ってまいる予定になってございますので、そういった内容も含めて、説明がございます。

それでは、子育て支援課関課長から説明をいたします。

○岡﨑　勉委員長

それでは説明を求めます。

○子育て支援課長（関　克明君）

それでは、令和７年度子育て支援課所管の当初予算につきましてご説明いたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

予算書は 15 ページをお願いいたします。下段のほうになります。

13 款１項１目２節児童福祉費負担金 5483 万円。前年度比 853 万 8000 円の減。

保育所等保育料及び放課後児童クラブに入会する児童にかかる負担金となっております。入所児童数の減少によるものでございます。

続いて、予算書 18 ページをお願いいたします。ページの中段になります。

15 款１項１目２節児童福祉費負担金６億 365 万 1000 円、前年度比１億 5481 万 8000 円の減。

児童手当交付金は、児童手当支給に係る国負担分となっております。補助率は３歳未満が 10 分の 10、３歳以上が９分の７となっておりまして、補助率の変更によるものでございます。

それから、続いて予算書 19 ページをお願いいたします。ページの上段からになります。

15 款２項２目２節児童福祉費補助金１億 7500 万円。

一番下の就学前教育保育施設整備交付金として、認定子ども園の園舎改築工事に係る施設整備の国補助金となっております。補助率は国２分の１、市４分の１、事業者４分の１となってございます。

続いて、予算書 21 ページをお願いいたします。中段より少し下になっております。

16 款１項１目２節児童福祉費負担金２億 4967 万 6000 円。前年度比 3289 万 8000 円の減。

児童手当交付金及び子どものための教育保育給付費負担金に係る県負担分となっております。補助率

は児童手当が、３歳未満が 15 分の１、３歳以上が９分の１となっております。補助率の変更でございます。

歳入は以上でございます。

続いて歳出をご説明いたします。

事業概要説明書は 27 ページをお願いいたします。予算書は 64 ページになります。中段になります。

３款２項１目 01 子ども・子育て支援事業、家庭児童相談に要する経費 1272 万 7000 円。前年度比 178 万 1000 円の増。

主な内容は、子ども未来室における相談支援業務を行うため家庭児童相談員の報酬及び事務に要する経費となっております。会計年度任用職員の報酬などの増加や、ヤングケアラー支援体制強化事業委託の新規増加によるものでございます。

それから、続いて事業概要説明書は 28 ページをお願いいたします。予算書は 65 ページをお願いいたします。中段より少し下になっております。

３款２項１目 01 児童措置事業、児童手当支給に要する経費７億 5013 万 4000 円。前年度比２億 4208 万 9000 円の増。

昨年度からの制度改正によりまして、所得制限の撤廃や、第３子以降の拡大、対象児童が高校生年代まで延長されたことにより増加したものでございます。

続いて、事業概要説明書は 29 ページをお願いいたします。予算書は 70 ページになります。

３款２項４目児童福祉施設費、01 児童福祉施設維持管理事業、認定子ども園に要する経費、中段になっております。７億 1527 万円。前年度比２億 875 万 3000 円の増。

主な内容としましては、市内の子どもが認定子ども園を利用するにあたり、市が支弁する給付費となっております。

そのほか、保育士確保のための保育緊急対策事業補助金となります。

こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業となっております。令和６年度と比較しますと、保育所整備におきまして就学前教育保育施設整備交付金において増加となっているところでございます。

それから、続いて事業概要説明書は 30 ページをお願いいたします。予算書は 72 から 73 ページにかけてでございます。下段からになります。

３款２項６目放課後児童健全育成事業費、01 放課後児童健全育成事業、放課後児童健全育成に要する経費１億 8180 万 4000 円。前年度対比 378 万 1000 円の増。

主な内容は、公設放課後児童クラブ運営に係る委託料、民間放課後児童クラブの運営補助となっております。令和７年度は第一保育所が令和７年３月 31 日で閉所となりますが、児童クラブは継続運営のため必要な経費を計上することから増額となっているところでございます。また、放課後児童クラブ民営補助金の事業拡充によるもので増加になっております。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

新しく保育所の建設があるというふうに言いませんでしたっけ。それはどこですか。

○子育て支援課長（関　克明君）

令和７年度、保育所の施設整備でございますが、宍倉地区にございますくりのみ自然幼稚園で、新し

い制度に向けて、本年度整備を行う予定となっております。
○佐藤文雄委員
　それから、ヤングケアラーの事業委託と、子育て世帯訪問委託というのがあるんですが、これは委託となっていますが、どこに委託するんですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
　ヤングケアラーの委託先につきましては、東京都に本社があります NPO 法人のカタリバとなっております。それから、子育て世帯訪問事業委託につきましては、千葉県にあります株式会社ママメイトという会社でございます。
○佐藤文雄委員
　NPO 法人と、もう１つ千葉県のほうから来た担当だと。そういうかなりの実績を持っているところなんですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
　両方とも全国展開をしている会社でございます。
○佐藤文雄委員
　これ、別にかすみがうら市だけじゃないと思うんですよね。例えば土浦市、石岡市、この近隣でも、この NPO 法人とか、そういうのを活用しているんでしょうか。
○子育て支援課長（関　克明君）
　カタリバの業者につきましては、県が連携しておりまして、事業を進めているところでございます。
○佐藤文雄委員
　近隣の市町村にこの NPO が関わっているところがあるんですか。県がどうのこうのじゃなくて、市のほうで。ほかも、ヤングケアラーだとか、子育て世帯訪問事業というのは、おそらく新規事業かなと思うんですが、そういうところをやっているのであれば、同じ法人であっても、どの市町村でやっているのかという質問だったんですが。
○子育て支援課長（関　克明君）
　カタリバと県が連携しているわけですが、県内では、かすみがうら市が初めて、本年度、委託契約をし、連携協力を行うものでございます。
○佐藤文雄委員
　はい、わかりました。
　あと放課後児童クラブというか、１クラス大体 50 人が限度だというふうによく言われているんですが、そういう限度なんかはどうなっていますか。本市はかなり多いというふうに聞いているものですから。どのぐらい、今の現状がわかりましたら教えてください。
○子育て支援課長（関　克明君）
　児童クラブの入会関係でございますが、令和７年２月現在ですと、公立で 636 名入会してございます。各クラブごとに定員を設定してございますが、定員を少し超えているところもございます。概ね 40 名程度という設定をしてございまして、支援員につきましては２名程度を配置しているところでございます。ただ、定員を超えているところにつきましては、例えば 40 人入会していれば 40 人全員が利用するわけではございませんので、大体６割から７割程度の児童がクラブを利用しておりますので、ほぼ対応できているのかなと感じております。
○佐藤文雄委員
　また後で、この一覧表を出してください。

○子育て支援課長（関　克明君）
　入会関係資料、作成させていただきまして提出させていただきます。
○櫻井繁行委員
　今佐藤委員のちょっと関連で 12 節のヤングケアラーのところなんですけれども、文教厚生委員会のほうで、神戸市を視察させていただいて、課長も対応いただいたんですけれども、改めて令和７年度、業務委託ですけれども、どのような形でこの支援策に取り組んでいくのか、お伺いします。
○子育て支援課長（関　克明君）
　今回業務委託ということでございますが、令和７年度につきましては、まずヤングケアラーと思われる子どもを洗い出しするしかありませんので、例えば学校の先生からですとか、情報提供などをいただきながら、さらにはアンケートなどの継続調査なども行いながら、把握に努めていきたいと考えております。
○櫻井繁行委員
　確か私の記憶だと、一度タブレットを使って、アンケート収集は令和６年度か令和５年度にされていますよね。それをブラッシュアップするような令和７年度の計画にはならないんですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
　国の、法律の関係で、毎年アンケートをしなさいというようなこともちょっと盛り込まれましたので、令和７年度からも毎年度継続して調査をしていきたいと考えております。
○櫻井繁行委員
　基本的に調査というのは、今までも子育て支援課が、学校教育課も連携しているんでしょうけれども、中心にしっかりやっていただいていたと思うので、やはりこの新規事業として、カタリバに、業務委託するわけですから、より専門的な動きがあってしかるべきかと思うんですけれども、その辺をお伺いしたいんですけれども。
○子育て支援課長（関　克明君）
　今後、困っている子どもの把握をしていくわけでございますが、家庭などにおきましても繊細な部分もございますので、困っている子どもにつきましは、カタリバと連携して、オンライン支援相談などの対応を進めていきたいと考えております。
○櫻井繁行委員
　あまり業務委託する具体的な内容が見えなくて、答弁としてないのが残念なんですけれども、しっかりともちろん取り組んでいただけると思いますので、ただ、今までのアンケートを、推移ももちろん見ながら、もちろん新しく家庭環境が変わって、ケアラーになる方もいらっしゃるでしょうし、もしまた自分自身がそういうケアラーになっていることすらわからないというのが、一番のやっぱり、このヤングケアラーの問題なので、その辺もやっぱり丁寧に、令和７年度、進めていただきたいと思いますが、いかがですか。
○子育て支援課長（関　克明君）
　令和７年度につきましても慎重に対応していきたいと考えております。
○岡﨑　勉委員長
　ほかに質疑ございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　質疑を終結いたします。

ここで、10分間の暫時休憩をいたします。　［午後　３時２７分］
○岡﨑　勉委員長
それでは、会議を再開いたします。　［午後　３時３７分］
続いて説明を求めます。説明は簡潔にお願いいたします。
○保健福祉部長（羽成英明君）
これから社会福祉課の説明をさせていただきます。
その前に、令和７年度予算につきましては、これまで社会福祉協議会に委託していたものから、市直営に変更したものが３つほどございます。１つ目は成年後見利用促進中核機関運営委託。２つ目がひきこもり支援業務委託。３つ目が地域活動支援センター委託の小規模作業所につきましては、市直営に変更となります。
また、やまゆり館の指定管理についても市直営に変更になってございます。
また、資料の訂正がございますので、補足説明資料の提出をさせていただいてよろしいでしょうか。
○岡﨑　勉委員長
はい、お願いします。
○保健福祉部長（羽成英明君）
資料については、議案第 42 号の補足説明資料の５ページ目でございまして、下から２行目の欄に理由の誤りがございましたので、訂正をお願いするものでございます。
申し訳ありませんでした。
それでは、説明につきましては社会福祉課山口課長からご説明をいたします。
○社会福祉課長（山口浩史君）
それでは、社会福祉課所管の令和７年度当初予算についてご説明いたします。
はじめに、主な歳入についてご説明いたします。
予算書 18 ページをお願いいたします。
15 款１項１目１節社会福祉費負担金６億 8056 万 1000 円でございます。主に障害者及び障害児への福祉サービスなどに要する説明欄２段目になります。障害者自立支援給付費負担金及び４段目障害児施設措置給付費等を負担金への充当でございます。前年度当初予算と比較しまして１億 3274 万 3000 円の増となっております。国庫補助率は２分の１でございます。
続きまして、予算書は同ページ中段をお願いいたします。
４節生活保護費負担金４億 4860 万 9000 円でございます。説明欄上段、扶助費等に要する生活保護負担金で生活保護扶助事業等への充当でございます。前年度対比 1958 万 6000 円の減でございます。こちらは国庫補助率４分の３でございます。
続きまして、予算書 19 ページをお願いいたします。上段になります。
２項２目１節社会福祉費補助金 1372 万 2000 円でございます。こちらは地域活動支援センター事業等に要する補助金で、説明欄上段、障害者地域生活支援事業等への充当でございます。前年度当初予算比、105 万 9000 円の減額でございます。国庫補助率は２分の１となっております。
続きまして予算書同ページ、下段をお願いいたします。
４節生活保護費補助金 2478 万 4000 円でございます。説明欄、生活保護適正化推進事業補助金への充当でございます。前年度当初予算比 154 万 6000 円の増額でございます。補助率につきましては国庫補助金事業によります２分の１、または４分の３でございます。
続きまして、予算書 21 ページの中段をお願いします。

16 款１項１目１節社会福祉費負担金３億 3687 万 4000 円でございます。内容は、説明欄、障害福祉サービス費に要する障害者自立支援給付費負担金等及び、障害児施設措置費給付費負担金等で、障害者自立支援事業等への充当でございます。前年度当初予算費 6659 万 1000 円の増でございます。県費４分の１の補助でございます。

続いて、３節生活保護費負担金 329 万 6000 円でございます。内容は説明欄、生活保護費県負担金、生活保護法第 73 条該当ケース。現在地保護という制度に要する県負担金で、生活保護等扶助事業等への充当でございます。前年度当初予算比 79 万 6000 円の増。県費補助金４分の１でございます。

続きまして、予算書は 22 ページ上段をお願いいたします。

16 款２項２目１節社会福祉費補助金 709 万 4000 円でございます。主な内容は、説明欄、地域活動支援センター事業等に要する地域生活支援事業費補助金等で、障害者地域生活支援事業等への充当でございます。前年度比、当初予算との増減比較は 66 万 6000 円の減でございます。こちらは県費４分の１の補助でございます。

主な歳入については以上でございます。

続きまして、歳出で大きく増減のありました事業について、説明をさせていただきます。

予算書は 57 ページをお願いいたします。タブレット端末、令和７年度事業概要説明書につきましては、21 ページをお願いいたします。事務事業名、社会福祉事業でございます。

３款１項１目事業費内訳、上から２番目になります。人権擁護啓発に要する経費、令和７年度予算額 111 万 8000 円でございます。前年度比 395 万 8000 円の減でございます。

予算減の主な内容としましては、主たる事業概要の③で、記載がちょっとスペース上できなかったんですけれども、先ほど部長から言いました、市社会福祉協議会へ委託しておりました成年後見制度、利用促進中核機関運営委託を令和７年度より市直接運営とするため委託費の減額でございます。

続きまして、予算書は同ページでございます。事業概要説明書は同ページでございます。事業費内訳は１つ下でございます。

福祉事務所に要する経費、令和７年度予算額 68 万 3000 円でございます。主たる事業概要は④になります。前年度比 498 万 7000 円の減でございます。

予算減の主な内容としましては、市社会福祉協議会へ委託しておりましたひきこもり支援業務委託を、令和７年度より市直接運営とするため、委託費の減額でございます。

続いて、予算書は同ページでございます。事業概要説明書、事業費内訳はその下、やまゆり館管理運営に要する経費、令和７年度予算額 1997 万 7000 円でございます。主たる事業概要⑤になります。前年度比、66 万 8000 円の増でございます。

主な内容としましては、指定管理者業務の契約満了により、令和７年度から市直接施設運営管理となります。直接運営に伴う、子育てルームの保育士職の会計年度任用職員の新規予算計上及び施設運営管理に係る予算の見込みをいたしました。なお、４月から運営の中で経費削減等に取り組みつつ、より効果的かつ効率的な企画運営管理を目指してまいりたいと考えております。

続いて、予算書は 58 ページをお願いいたします。事業概要説明書、22 ページをお願いいたします。事務事業名、福祉関係団体等活動促進事業でございます。

３款１項１目、事業費内訳１段目になります。民生委員児童委員制度運営に要する経費 356 万でございます。主たる事業概要は①になります。特に予算上の増減はございませんが、令和７年度には民生委員児童委員の一斉改選が３年に１度、全国的に実施されます。本年 12 月に一斉改選があることから、委員の担い手がなかなか見つからない現状もあることを、この場をお借りして報告させていただきます。

事務事業費内訳２段目になります。福祉関係団体等活動促進に要する経費 6887 万 3000 円でございます。主たる事業概要②になります。前年度対比 301 万 6000 円の減でございます。

予算減の主な内容としましては、市社会福祉協議会への補助金の見直しによる減額でございます。

続いて、予算書は 59 ページをお願いします。事業概要説明書は 23 ページをお願いいたします。事務事業名、障害者対策事業でございます。

３款１項２目、事業概要説明書、事業費内訳、上から３番目、障害者自立支援に要する経費 13 億 4883 万 2000 円でございます。前年度対比２億 2660 万円の増でございます。主たる事業概要③になります。

内容としましては、障害者及び障害児が、様々な障害福祉サービスを利用している、障害福祉サービス事業に係る扶助費になります。障害者及び障害児が自立して地域生活を営む上で必要とする身体機能、生活機能の維持向上を図るものでございます。

予算増の主な内容としましては、福祉サービスの利用者の増加、または１人の方が複数のサービスを利用しているなどの傾向がございます。また障害児につきましては、近年個々の状況に応じた発達支援などを行う、健全育成や地域社会に参加できるよう生活環境の確保などに力を注ぐなどに取り組むサービス事業所が増加したことから、利用の増加などが見受けられるところでございます。あわせまして、令和６年度より国の報酬改定及び給地変更に伴う予算増も含まれております。

続きまして、予算書は 60 ページをお願いいたします。事業概要説明書は同ページ、事業費内訳は、その下４番目障害者地域生活支援に要する経費 3987 万 2000 円でございます。前年度対比 2123 万円の減でございます。主たる事業概要④になります。

障害者及び障害児の保護者、または介護を行う者に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどを送ることにより、障害者及び障害児が自立して地域生活を営むことができるよう、福祉の向上を図るものでございます。

予算減の主な理由としましては、市社会福祉協議会へ委託しておりました、地域活動支援センター事業のうち、小規模作業所の利用者の減少、並びに利用者の民間事業所への移行によるものでございます。また、新たな取組としまして、手話言語条例制定に伴います職員向け手話研修を実施するにあたり、７節手話研修講師謝礼 12 万 1000 円を計上させていただいております。

続いて、予算書は 73 ページをお願いいたします。事業概要説明書は 24 ページをお願いいたします。事務事業名、生活保護等事業でございます。

３款３項１目事業費内訳上段、生活保護等総務事務に要する経費 1785 万円でございます。前年度比 832 万 6000 円の増でございます。主たる事業概要①になります。

生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するための、生活保護の決定、廃止、扶助費の支給を円滑に行い、必要なものに速やかに支援を行うものでございます。

予算増の主な理由としましては、国の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和７年度までに国が運営するガバメントクラウドを利用するため、標準準拠システムへのデータ移行等の作業委託費によるものでございます。委託に要する費用につきましては、総務省の補助対象でありまして、補助率 10 分の 10 でございます。

また、新規事業としまして、18 節被保護者への冷房器具設置補助金 20 万円を計上してございます。

内容は、近年の異常気象による熱中症対策としまして、生活保護開始から、冷房器具が設置されていない被保護者に対し、熱中症の予防が必要となる時期を、生活保護開始になってから２度目の時期を迎えた方に限りまして、新規で設置する冷房器具の購入設置費用の半額、上限５万円を補助する事業でございます。

続きまして、予算書は 74 ページから 75 ページになります。事務概要説明書は同ページ、事業費内訳３段目、生活困窮者自立支援に要する経費 4592 万 8000 円でございます。前年度比 1257 万 3000 円の増でございます。主たる事業概要③になります。

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の困窮状況に応じて各種支援、相談、家計改善、就労準備支援を活用しまして、経済的困窮状態を緩和する。また、住宅確保配慮者に対する不安軽減を図る援でございます。

予算増の主な理由としましては、各種支援事業委託先であります、市社会福祉協議会の担当する職員の配置換え及び他事業との兼務によるものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら挙手の上発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

社会福祉協議会の減ですけれども、これ、前年度対比はわかりますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

補足説明資料のほうでも出させていただいております、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会受託事業の中で実施しております社会福祉課分に関しましては、まず、先ほどご説明しました地域活動支援センター事業につきましては、1882 万 8000 円の減になります。また、続きまして、成年後見制度利用促進中核機関運営事業につきましては、415 万 6000 円の減になります。また、ひきこもり支援事業につきましては、502 万 9000 円の減になります。

○佐藤文雄委員

いや、社会福祉協議会の、この項目があったでしょう。そこの数値を前年度と比べて幾らなのかと言ったんだけれども。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。社会福祉協議会の補助金の前年度比でございますが、前年度と比べまして 301 万 6000 円の減でございます。

○佐藤文雄委員

減もあるけれども、その代わりに、この生活困窮者相談支援とか、そういう委託を社会福祉協議会にやるというふうに聞いたんですが、そういうことですか。だから実質減っているといっても、この分は合計になると、多くなるんですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

お答えします。

生活困窮者自立支援事業のほうは継続となります。相殺しますと、前年度の社会福祉協議会への合計の委託になってしまうんですが、他の課も入ってしまうんですけれども、令和６年度の社会福祉協議会の委託事業のトータルは 8705 万 6000 円で、今年度の委託案でございますが、9207 万 4000 円でございます。増減につきましては 501 万 8000 円の増ということになります。

○矢口龍人委員

民生委員児童委員の数が 87 名ということですけれども、これ、地域別に分けた場合に、どういうふうな人数になっていますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

千代田地区が 50 名、霞ヶ浦地区が 37 名でございます。
○矢口龍人委員
それで、この児童委員民生委員に、議員の家族がなっていますか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
２名ほどなってございます。
○矢口龍人委員
どなたですか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
石澤委員と設楽委員の奥さんでございます。
○矢口龍人委員
これ、なるときに推薦があると思うんですけれども。議員の家族が民生委員児童委員をやるということに対して、問題はございませんか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
民生委員の選出につきましては、前任の民生委員が退職される際に、後任の民生委員を推薦するというような流れで実施しております。また、その家族の方が、市議会議員というところでのご質問でございますけれども、民生委員法の第 16 条に、民生委員はその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならないという規定がございます。そういう中で、民生委員の身分は特別職の地方公務員とされておりまして、地方公務員法は適用されません。従って、公職選挙法による、公務員の選挙運動禁止の規定は適用されないのでありますが、実は令和５年の６月に全民生委員に対しまして、その民生委員の立場を利用して、自分の持ち区等の中での、政治的な活動は実施してはならないというようなことで、民生委員全員に対しまして研修を実施しているような状況でございます。
○矢口龍人委員
それで、そういう政治的活動とか何かは、やられていないことは、調査済みなんですか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
具体的に家族の方が民生委員というところで、個人的にそこまで事務局として把握はしておりません。
○矢口龍人委員
いや、把握していないって、結局、任命責任というか、行政側にあると思うんだよね。で、身体検査じゃないけれども、やはりきちっと、これ、民生委員というのは、ご存じのとおり特別職なんですよ。もちろん守秘義務もあるし、それから個人情報ももちろん持ってるし、で、結局、弱者に対する支援なわけですよ。だから、政治的な関わりは持たないでくださいというのは、そういう意味からだと思うんですよ。弱者ですからね。だから、きちっと身体検査をやってから、これは採用するべきだと思うんだけれども。それを福祉、事務局では。前職が推薦したから受けましたというような言い方だと思うんだけれども。そんなことで担保されるんですか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
矢口委員おっしゃるとおり、その要援護者という方たちに携わっていく立場でございますので、そのような点につきましては、今後、私どもも事務局としまして再度研修を実施し、その身分を利用しての政治活動の部分について注視していきたいと考えております。
○小座野定信委員
私も聞いてびっくり仰天なんですけれども、確かに本人がいますが、石澤委員の奥さん。非常に公明党の新聞配達、また、本人の選挙のときも、女性２人と、軽乗用車に２人乗って、選挙運動に活発であ

りました。その２年前の我々の選挙のときは、民生委員をやっていましたか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
任期のほうにつきましては、石澤議員の家族の方に関しましては、令和２年の 12 月に委嘱しているようなことでございます。
○小座野定信委員
当然民生委員となっていれば、そういうことも承知したわけだよね、これ。ここにもありますけれども、今矢口委員からもあったように、民生委員法昭和 23 年法律第 198 号、第 14 条守秘義務及び政治的行為の制限、民生委員はその職務を遂行するに当たり、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、政党その他の政治団体のための政治上の行為をしてはならないとあります。これに抵触するよね。どうですか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
小座野委員おっしゃるとおりでございます。
○小座野定信委員
そういった抵触した場合、放っておくのか、事務局では。
○社会福祉課長（山口浩史君）
速やかに状況確認、また…
［「状況確認じゃない承認するんだここで」と呼ぶ者あり］
○社会福祉課長（山口浩史君）
はい。指導のほうをさせていただきたいと思います。
○小座野定信委員
指導ってどういう、指導で終わりなのか。介入することはできないのか。おかしいよ。まして石澤議員は公明党という看板を背負って出ているわけだから、その人の奥さんが、民生委員なんていうことはありえないよ、通常。どうですか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
早急に事務局としまして、民生委員法等と照らし合わせまして、対応をしたいと考えております。
○小座野定信委員
どういう対応ですか。
○社会福祉課長（山口浩史君）
民生委員法の、職務上の地位を政党または政治的目的のために利用をしてはならないということでございますので、そこの確認をさせていただいて、民生委員法の中では、解職というようなこともうたっておりますので、事実、勤務違反をした場合には対応したいと考えております。
○小座野定信委員
先ほどの説明の中で、後任の方が、次の方を選ぶということでしたね。矢口委員からは、それだけが担保で任命するのかということでした。本来であれば、民生委員というのは、どういう方が民生委員になるべきですか、部長。
○保健福祉部長（羽成英明君）
民生委員につきましては、集落、その一定のエリアの中で、その代表の方が、社会的な扶助なりを手助けしていただけると。相談に乗っていただけるというような状況の職でございますので、そういった方を地区から推薦いただくなどして、任命していくというようなことになります、重要な職でございますので、集落の代表として任命していきたいと考えています。

○小座野定信委員

昔は民生委員といったら、本当に士農工商の時代から言えば、庄屋様がやったような、そういう時代もありました。今現在は地域に根差して、地域に定住して、あらゆる自分のエリアの方の生活、一人暮らしとか、また病気で弱っているとか、そういった方を見て、役所に報告して、対処していくという職業だと思うんですよ。

確かに、本人の前で失礼かもしれないけれども、石澤委員の奥さんは公明党の新聞もまめに配っている、ずっと。私も前任の中根議員のときにお付き合いで半年、半年ととったこともあるけれども、そのときも、必ず石澤委員の奥さんは、運んできた。それはそれでしょうがないと思う。これは党のお仕事ですから。でもそうやって、既成事実があるにもかかわらず、それを受け入れてしまう役所のほうも問題があると思うよ。やはり、先ほど矢口委員からあったように、身辺調査。一応推薦をしてもらうけれども、その人が本当に適任かどうかということを、見届けなくてはならないかなと思います。人としては石澤委員の奥さんは問題ないと思う。ただ、やっぱり政党に属している。ご主人が公明党の代表として議会に出ている。そういうところを、やはりちゃんとしてもらわないとおかしいよね。

○保健福祉部長（羽成英明君）

委員おっしゃるようなところも重点に置きながら、推薦いただいて検討してまいりたいと思います。

○小座野定信委員

検討ですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

検討した上で決定していきたいと考えております。

○矢口龍人委員

今、民生委員法にもあるように、そういう政治家の家族が民生委員をやるということは、あってはならないことなんですよ。本当に先輩方２人おって、確かに申し訳ないけれども、でも、やっちゃいけないことなんですよ。それをのうのうとやっているということに対して、私はちょっと怒りを感じるし、やっぱり議員の倫理の部分でも、これは、市民に疑念を抱かれるようなことをやっちゃ駄目だとなっているんだから、よく注意してもらいたいと思います。

○小座野定信委員

今回のあれに関係ないですが、確認しますけれども、16 名の議員の中で、まさか区長をやっている方はいないでしょうね。これ、区長さんも同罪ですからね。議員が、地方自治法にちゃんと出ていますので。その辺は申し伝えておきます。PTA 会長は大丈夫ですよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

改めて事務を進めてまいります。

○岡﨑　勉委員長

ほかに質疑はございませんか。

○櫻井繁行委員

民生委員のところですけれども、確かになり手不足で、我々の地域、僕の地域も苦労して、本当に、日頃活動していただいていて、本当に頭が下がる思いなんですが、内訳を見るとどうしても千代田地区が 50 名で、霞ヶ浦地区が 37 名ということで、比率的には千代田地区が多く、人口比率にもよるのかもしれませんけれども、これは担当課として目標値とか、割り振りなんかの、この分布の計画、実数はこれなんでしょうけれども、そういったものは計画として令和７年度どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○社会福祉課長（山口浩史君）

市町村に委嘱する民生委員の数ですけれども、国が委嘱する状況ですが、人口比率的なものがあります。で、なぜ50人と37人というところですけれども、そこの部分につきましては、旧霞ヶ浦地区、旧千代田地区という、そういう中での人口比率での割り振りということになっております。

やはり民生委員さんたちも高齢化のところもあるので、やはり意見としては自分が担当してるエリアがなかなか回りきれないとか、いろいろな意見は出てきている状況でございます。そういうのを今後、意見を集約しまして、県を通じて国に、定数の改善を、必要となれば、検討していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

そういうことでは、今の答弁をお聞きすると、千代田地区が50名、そして霞ヶ浦地区は37名ということで、令和７年度スタートとしての計画値としては、十分満たされているというような、台所事情、心境的なところもあるかもしれませんけれども、数字的に見れば、不足しているということはないという認識でよろしいですか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井繁行委員お見込みのとおりでございます。

○岡﨑　勉委員長

ほかに質疑はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

令和７年度の介護長寿課の予算につきましては、地域ケアシステム事業については、社会福祉協議会のほうから直営に変わってございますので、そちらの内容も含めて、介護長寿課越渡課長から説明をいたします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、令和７年度かすみがうら市一般会計予算のうち、介護長寿課所管の予算についてご説明いたします。

はじめに、歳入になります。

予算書15ページ、13款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金、１節老人福祉費負担金、予算額570万7000円。前年度比較で18％増、89万2000円の増となります。

内容ですが、養護老人ホーム措置入所者10名分の個人負担金となります。

続いて、予算書18ページ、15款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、６節介護保険事業負担金、予算額1822万1000円。前年度比較８％減、159万1000円の減となります。

内容は、低所得者の方の保険料軽減に対する国庫負担分で、負担率は２分の１となります。

続いて、予算書21ページになります。

16款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金、６節介護保険事業費負担金、予算額911万円。前年度比較８％、79万6000円の減となります。

内容は、先ほど低所得者の方の保険料軽減の県負担分で、負担率は４分の１となります。

最後になります。予算書22ページとなります。

16 款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、２節老人福祉費補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金 1832 万円。

内容は、介護施設等の修繕等に係る事業への補助金となります。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出となります。

事業概要説明書は 25 ページとなります。予算書は 60 ページ一番下、0101 要援護高齢者等対策に要する経費、予算額 3549 万円、前年度比較 114.3%、444 万 3000 円の増となります。

主な経費は、予算書 61 ページ、19 節扶助費、老人保護措置費 3430 万 1000 円、前年度比較 14%増。内容は、養護老人ホームの措置費、入所に係る費用となります。

次に、0102 長寿社会づくりに要する経費、予算額 3967 万 8000 円。前年度比較 76.7%。１億 95 万 6000 円の減となります。

主な経費は、一番下にございます 18 節補助金 1832 万円。内容は、地域医療介護総合確保基金事業として、介護施設の修繕及びスマートフォンを活用したナースコールシステムなど、ICT 化導入への補助金となります。

続いて、予算書 62 ページ、19 節扶助費 475 万 5000 円。

内容は、88 歳、100 歳の方の敬老と長寿を祝福し、敬老祝金を支給する事業となります。

次に、01 居宅介護サービス等利用者助成に要する経費。予算現額 957 万 8000 円。

主な経費は、19 節扶助費、居宅介護サービス利用者負担減免費、900 万円となります。内容は、低所得者の方のサービス利用の負担を軽減するもので、利用者負担の４分の１を助成するものでございます。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

介護保険料の改定は否決されましたよね。そうすると、国と県の低所得者保険料軽減負担金も変わってくるんじゃないですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、最後に説明をしませんでしたが、介護保険特別会計繰出金、これは介護長寿課の仕事ではないんですか。これは報告しませんでした。これは別に誰か報告するんですか。これも金額は変わりますよね。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そちらのほうも変更となると思います。

○佐藤文雄委員

そうすると、この変更のやつはいつ出すんでしょうか。今度の介護保険特別会計に、審議になると思いますが、この審議はできないと思うんですよね。大幅に変わってきますから。これについて、お答え願えますか。

それ、いつやるんでしょうか。今日はできませんよね。この部分についても、答えできないでしょう。幾らなのかと言っても答えられませんよね。いかがですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

予算の修正につきましては、今お答えはできません。内容につきましては、改めて議会の最終日のところで判断をさせて、提出かなと思います。

○佐藤文雄委員

議会の最終日に提案するんですか、本会議に。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今現在の委員会の中では、議案については提案ができないので、その部分については本会議の中で提案をするしかないのかなと考えています。

○佐藤文雄委員

だから、ちゃんと筋道を立てて言ってよ。これ、提案したけれども、否決されたと。介護保険のいわゆる、今言った、介護保険料が否決されたので、介護保険特別会計も、これも出し直さなきゃいけないと。正式に出し直すには、本会議で提出しなければいけないと。

本会議で提出したら、その後、この２点について、議案審査特別委員会を開く、もしくは議会運営委員会で協議をして、どうするかも扱いを決める。議案審査特別委員会内で、質疑だけで終わらせて、付託をしないとかいうのは、全部議会運営委員会で決めるということで、これは最終日に、３月 19 日になるのか、そこら辺をはっきりしていただけますか。暫時休憩でもいいですよ。

○岡﨑　勉委員長

暫時休憩します。　　［午後　４時２５分］

○岡﨑　勉委員長

それでは、会議を再開いたします。　［午後　４時３３分］

ただいま提案されています、議案第 45 号の令和７年度かすみがうら市介護保険特別会計予算は、後日審議するということでよろしいでしょうか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

そのようにいたします。

それでは、お戻りします。議案第 42 号に対しての質問…

［「ちょっといい」と呼ぶ者あり］

○佐藤文雄委員

今、国と県のいわゆる軽減措置は金額が変わる、一般会計への繰出も変わる。どうするんですかという質問なんだよ。それはまだ答えていない。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

特別会計の修正等を合わせまして、どういった形にするか、検討をさせていただきます。

○櫻井繁行委員

長寿社会づくりに要する経費のところなんですけれども、ちょっと説明を聞き漏らしていたら申し訳ないんですが、前年度比 76.7％減ですから、ちょっと要因を教えていただけますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらなんですが、特別養護老人ホーム等の介護施設へ交付しております補助金が大きく減となっております。

○櫻井繁行委員

施設の補助金減ということです。要因を教えていただけますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

２件ほど交付している団体がありまして、１件は工事を予定していたんですけれども、様々な事情によりまして着工に至りませんでしたので全額減額しております。そしてもう１件は先ほど繰越明許という内容でご説明をさせていただきました。こちらは特別養護老人ホームで、増築工事を行っておりますが、既存建物の基礎杭のほうが影響しまして工事に遅延が発生したため、繰越明許とさせていただきました。

○岡﨑　勉委員長

ほかに質疑はございませんか。

○設楽健夫委員

予算書 61 ページの上から３行目、説明の 12 ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業委託。これ、ちょっとどういう人にやってもらうのかも含めて説明をお願いします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらなんですけれども、介護認定を受けている高齢者世帯等の方に対しまして、申請により、ごみを回収しに行く事業となりましてシルバー人材に委託しております。

○設楽健夫委員

その下の、軽度生活支援事業委託、ここもちょっと説明をお願いします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらも高齢者に対する支援事業で、自宅の除草を中心に実施している事業になります。

○佐藤文雄委員

それは認定が必要なんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

認定は必要ではありません。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは、次に、議案第 33 号　かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

詳細につきましては都市整備課長からご説明申し上げます。

○岡﨑　勉委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

それでは、議案第 33 号　かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例についてご説明いたします。

議案集は 45 ページ、議案概要書 24 ページでございます。

今回の条例改正は、市街化調整区域の一部の地域において、既存集落維持のため、区域指定制度の非自己用の建築物の立地を可能とするため、条例を改正するものでございます。今回改正となりますのは、表にございますとおり、第二種低層住居専用地域並みの住宅等が建築可能となるものです。具体的には、

自己用の住宅に加えまして、非自己用、いわゆる販売目的、こういったものの住宅の建築が今度は可能となります。あわせて非自己用の事務所、作業所なども建築が可能となるものでございます。なお、施行日につきましては、令和７年の４月１日からでございます。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号　かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

議案集は 47 ページ、議案概要書は 25 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、上位法の改正によります条ずれを解消するため条例を制定するものです。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたらご発言をお願いします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案 38 号のうち、都市建設部の所管に関わる部分を議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。
○都市建設部長（稲生政次君）
内容につきまして道路課長からご説明申し上げます。
○岡﨑　勉委員長
それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。
○道路課長（酒井　宏君）
それでは、令和６年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 10 号）を説明いたします。
議案集の 63 ページをご覧ください。第２表繰越明許費の補正でございます。
８款２項市道整備に要する経費といたしまして、8900 万円の繰越となります。
主な理由といたしましては、議案第 38 号に関する補足説明資料の１ページ、１番市道整備に要する経費となります。
続きまして議案集 63 ページの、先ほどの下、（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費といたしまして、6570 万 4000 円の繰越となります。
主な理由といたしましては、議案第 38 号に関する補足説明資料の１ページ、２番、（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費となります。
繰越明許費については以上となります。
続きまして、補正予算の歳入につきまして、議案集 68 ページをご覧ください。
下段にあります、15 款２項５目１節土木費国庫補助金、説明欄、都市構造再編集中支援事業費補助金 3264 万 2000 円の減額となります。
理由といたしましては、稲吉南地区の歩道整備事業の中止に伴い補正を行うものです。
次に、その下、説明欄、道路更新防災等対策事業補助金 834 万 6000 円の減額です。
理由といたしましては、交付金の確定に伴い補正を行うものです。
次に、その下、説明欄、インターチェンジアクセス道路補助金 528 万 5000 円の増額となります。
理由といたしましては、交付金の確定に伴い補正を行うものです。
次に、その下、15 款２項８目１節社会資本整備総合交付金、説明欄、防災安全社会資本整備交付金 1805 万 2000 円の減額です。
理由としましては、交付金の確定に伴い補正を行うものです。
続いて、補正予算の歳出につきまして、議案集 78 ページをご覧ください。
下段にあります、８款２項１目、01 道路維持管理に要する経費 1300 万円の減額です。
主な理由といたしましては、補助金交付額が交付申請額を下回ったことなどによる減額補正をするものです。
次に、その下、８款２項２目 01 市道整備事業、0101 市道整備に要する経費 6763 万 9000 円の減額です。
主な理由といたしましては、都市構造再編集中支援事業の見直しで、稲吉南地区の歩道整備事業が中止になったことにより減額補正をするものです。
道路課の補正予算の説明は以上となります。
○岡﨑　勉委員長
以上で説明が終わりました。
それでは、道路課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いします。
○佐藤文雄委員

インターチェンジアクセス道路補助金について、ちょっと説明していただけますか。
○道路課長（酒井　宏君）
繰越の説明でよろしいですか。
［「はい」と呼ぶ者あり］
○道路課長（酒井　宏君）
議案第 38 号に関する補足説明資料の２番目に載っております５項目につきまして、繰越をお願いするものでございます。繰越理由としまして、令和５年度繰越事業となっていた詳細設計業務委託において、関係機関との調整に日数を生じたため、遅れたことにより、その後の予定も遅れたため、繰越となりました。
○佐藤文雄委員
８番のところですか、土木の。市道整備とした等の、これ、下がスマートインターチェンジだったので、どっちですか。繰越明許費の話をしたよね。どちらですか、これ、8900 万円と 6500 万円がありますけれども。
○道路課長（酒井　宏君）
議案集の 63 ページの土木費、道路橋梁費の（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費の 6570 万 4000 円となります。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
質疑を終結いたします。
次に、議案第 42 号のうち都市建設部の所管に関わる部分を議題といたします。
都市建設部から特に補足説明等はございませんか。
○都市建設部長（稲生政次君）
詳細につきましては道路課長からご説明申し上げます。
○岡﨑　勉委員長
説明を求めます。説明は簡潔にお願いいたします。
○道路課長（酒井　宏君）
それでは、道路課所管の歳入歳出予算についてご説明いたします。
はじめに歳入ですが、予算書 20 ページをご覧ください。
15 款２項６目１節土木費国庫補助金、説明欄中段、道路更新防災等対策事業補助金 3168 万 4000 円。前年度と比較いたしまして、1600 万 5000 円の増額となっています。
主な理由といたしましては、橋梁長寿命化点検委託や、修繕工事に充てる補助金で、橋梁長寿命化点検や、２橋の橋梁修繕工事などにより増額となるものです。
次に、その下、インターチェンジアクセス道路補助金 6800 万円。前年度と比較しまして、4768 万 5000 円の増額となっております。
主な理由といたしまして、（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業に充てる補助金で、道路地取得費や物件補償費などの増額によるものです。
次に、予算書 21 ページをご覧ください。
一番上、９目１節社会資本整備総合交付金、説明欄中段、防災安全社会資本整備交付金 1925 万円。前

年度と比較いたしまして、4675 万円の減額となっています。

主な理由といたしましては、広域幹線道路などの道路改良工事に充てる補助金で、補償費や用地買上費などの減額によるものです。

次に、予算書 27 ページをご覧ください。

21 款４項３目１節道路橋梁費受託事業収入、説明欄、スマートインターチェンジ建設事業用地事務受託収入 540 万円。前年度と比較いたしまして、860 万円の減額となっています。

主な理由といたしまして、NEXCO 東日本の事業区域内の用地測量などが、令和６年度に発注完了したことによるものです。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出になります。

事業概要説明書、タブレット端末 49 ページ。予算書 97、98 ページをご覧ください。

７款２項１目道路維持管理に要する経費２億 462 万 6000 円。前年度と比較しまして、2865 万 5000 円の増額となっています。

主な理由といたしましては、橋梁長寿命化点検委託や、橋梁の補修工事などの増額によるものです。

次に、事業概要説明書、タブレット端末 50 ページ、予算書 98、99 ページをご覧ください。

７款２項２目市道整備に要する経費２億 5970 万 1000 円。前年度と比較しまして、１億 9765 万 4000 円の減額となっています。

主な理由といたしましては、市道 2535 号線道路改良工事費や、石岡かすみがうら広域幹線道路に係ります用地取得費や物件補償費などが減額したことによるものです。

次に、予算書 99 ページをご覧ください。

（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジ関連事業に要する経費１億 3450 万円。前年度と比較いたしまして、8316 万 4000 円の増額となっています。

主な理由といたしましては、用地取得費や、物件補償費などが増額したことによるものです。

なお、議案第 42 号に関する補足説明資料の１ページに千代田地区、２ページに霞ヶ浦地区の修繕予定箇所、３ページに市道整備事業に係ります工事実施箇所、４ページにその位置図を掲載させておりますので、お見知りおきください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に関する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

広域幹線道路はどういうふうになっているんですか。

○道路課長（酒井　宏君）

新治地区につきましては、今工事を進めているところでございます。下稲吉地区に関しましては、引き続き用地交渉を進めている段階でございます。

○佐藤文雄委員

あそこでちょっと変更あったでしょう。それ、変更は、今度は是正になるんですか。

○道路課長（酒井　宏君）

現在交渉中でございます。

○矢口龍人委員

まだ、地権者のところ、合意もらっていないんですか。何件ぐらいあるんですか。
○道路課長（酒井　宏君）
まだ合意には至っておりません。
○岡﨑　勉委員長
わかりますか。何件ありますか。
○道路課長（酒井　宏君）
今見直しをしているところなので、すみません、筆数とか件数は把握しておりません。
○矢口龍人委員
そうすると、そこの関係以外のところでも同意が得られない部分があるんですか。
○道路課長（酒井　宏君）
今測量中でして、まだ正式な場所が確定しておりませんので、まだ交渉には至っておりません。
○岡﨑　勉委員長
ほかにございませんか。
○設楽健夫委員
予算書 98 ページの市道整備事業の 12 番、道路改良設計委託 5300 万円とありますけれども、これ、ちょっと教えてもらえますか。
○道路課長（酒井　宏君）
内訳といたしまして、市道 8-0219 号線の概略設計委託、あと排水の設計委託となっております。
○井出有史委員
ちょっと関連なんですけれども、その市道 8-0219 号線の設計委託、もう少し詳細に教えてもらえますか。それと、今後の計画なんかがわかれば教えてください。
○道路課長（酒井　宏君）
改良工事の準備といたしまして、概略設計委託を発注します。業務委託の内容といたしましては、安全性、走行性、施工性、支障物件の有無などを考慮し、いくつかの路線計画案を作成する業務委託となっております。場所といたしましては、国道６号の上稲吉十字路から県道土浦笠間線までの 1,100 メートルを予定しております。
○井出有史委員
現時点で、その整備完了の時期なんかがもしわかれば。
○道路課長（酒井　宏君）
今後５年から６年を目途に完成を予定しております。
○櫻井繁行委員
予算書 99 ページの（仮称）千代田パーキングエリアスマートインターチェンジの関連のところです。令和６年度対比で 162％増ということで、いよいよ令和７年度、本格的に事業が進んでいくような気がしているんですが、改めて令和７年度、どのような形で進んでいくのかお伺いします。
○道路課長（酒井　宏君）
今繰越で測量、あと、補償物件調査費などを繰越させていただきまして、新年度予算の中で、道路取得費と、補償費の予算を計上させていただいており、令和７年度中に用地買収に入れれば、ということで今進めさせていただいています。令和７年度。
○櫻井繁行委員
そうすると、同時進行で、埋蔵文化財の発掘調査委託、ここも結局１年間かかるわけじゃないですか。

これは、令和７年度に埋蔵文化財の調査もすべて終わらせて、そういう形になるのかお伺いします。
○道路課長（酒井　宏君）
　令和７年度は試掘を予定しております。
○櫻井繁行委員
　そうするとやはり令和８年度に対して、埋蔵文化財の調査等も入ってくるというような解釈でよろしいですか。
○道路課長（酒井　宏君）
　試掘をして、用地を取得した後、調査の方に入るような計画でございます。
○櫻井繁行委員
　それに付随してというか、やはり住民説明会の件を、令和７年度どのように行っていくのかお伺いしたいんですけれども。やはり進捗状況に応じて、連携をして地元説明会も密に行っていただきたいというのは、僕も以前一般質問でさせていただいたところなんですけれども、その辺をお伺いさせていただきます。
○道路課長（酒井　宏君）
　令和７年度の地元の説明会については今のところ予定はしてございません。
○櫻井繁行委員
　それはなぜなんですか。やっぱり進捗状況に応じて、やはり住民説明会というのはあってしかるべきのような気がするんですけれども。いかがですか。
○道路課長（酒井　宏君）
　今後、用地取得とかで遅れが出てくる可能性もありまして、その辺のところで、どこで止まっているんだとか、そういったことの説明はこちらではいたしかねますので、予定のほうはしてございません。
○櫻井繁行委員
　先ほどの、下稲吉地区の用地の件にもちょっと関連するかもしれませんけれども、もちろん個人情報があって、用地に関しては、どこが購入していないというのは、確かに多少はあると思うんですけれども、そういった中でも進捗状況というのは、やはりあそこのスマートインターチェンジは１日 1,800 台から計画をされているところでしょうから、やはり年度に１回ぐらいは、住民説明会を開いていただくようなことを、これは要望になりますけれども、ぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。
○道路課長（酒井　宏君）
　検討させていただきます。
○櫻井繁行委員
　それともう１つ、地元住民の方が懸念をされているのが、やはりあそこは 24 時間、大きなトレーラーまで通過ができるようなスマートインターチェンジになってきますので、１日 1,800 台という情報も入っていますし、そういったような県道 64 号土浦笠間線のインフラ整備というか、その辺も県との連携を、令和７年度、どのようにして行っていくのかお伺いしたいんですか。
○道路課長（酒井　宏君）
　県に対しては、引き続き要望活動を行っていきたいと思います。
○櫻井繁行委員
　現時点で例えば歩道整備とか、管轄が変わりますけれども、警察署との協議で、信号機の設置であるとか、そういったところを現時点でお伺いしたいのと、当初予算ですので、令和７年度の要望活動等を、少しお伺いさせていただきます。

○道路課長（酒井　宏君）
　警察との交差点の協議については、現在進行中でございまして、信号機がつくように、進めていきたいと思います。あと、県への要望ですけれども、例年、年度当初に県政要望といたしまして、県に要望を行っております。
○櫻井繁行委員
　４月、令和７年度当初、もちろん県に要望ということでしたけれども、確か市のほうでも、重点要望事項のような形で特に県に対してプッシュするような要望事項もあったような気がしているんですけれども。そういったところにスマートインターチェンジを入れていただけるようなお考えはあるんですか。
○道路課長（酒井　宏君）
　県政要望として県道土浦笠間線の歩道整備事業ということで、要望は行っております。今、県の活動としまして、加茂地内の県道の拡幅とか、今そういったところもやっていただいていますので、引き続き要望して、順番にやっていただければということで、要望は続けています。
○櫻井繁行委員
　もちろんかすみがうら市全体で総合的に、インフラ整備含めてしっかり取り組んでいかなきゃいけないのは重々わかりますけれども、やはりスマートインターチェンジというのは、かすみがうら市にとっても肝いりの、施政方針にうたってありますし、しっかり取り組んでいただきたいと、もちろん取り組んでいただけると思っているんですが、それに付随して、やっぱり地元住民の理解を得ながら、丁寧な説明責任を果たして、円滑な信頼関係が築けるような形で、よりよいものを作っていただきたいと思いますが、最後にお伺いしたいと思います。いかがですか。
○道路課長（酒井　宏君）
　そのような形をとらせていただきたいと思います。
○設楽健夫委員
　予算書 99 ページの一番上、田村沖宿線延伸道路事業負担金 1100 万円と電柱等移設補償とありますけれども、今年度は何メートルぐらい進むということになるんですか、これ。
○道路課長（酒井　宏君）
　令和７年度は、前年度に引き続きまして、水路側の工事を進めていくということになっております。
○岡﨑　勉委員長
　ほかにございませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○岡﨑　勉委員長
　以上で質疑を終結いたします。
　それでは続いて、都市建設部長稲生政次君、お願いします。
○都市建設部長（稲生政次君）
　内容につきまして都市整備課長からご説明申し上げます。
○都市整備課長（仲澤　勤君）
　それでは、都市整備課からご説明させていただきます。
　はじめに、歳入予算でございます。主なものを予算書に基づき説明させていただきます。
　予算書 20 ページをお願いいたします。中段ほどでございます。
　15 款２項６目１節土木費国庫補助金でございます。当課所管は右の説明欄の一番上、都市構造再編集

中支援事業補助金 4626 万 8000 円でございます。

補助対象事業は今度は３件ございまして、神立停車場線の道路照明設備及び自転車ナビマークの設置工事とあわせまして立地適正化計画の計画変更、こちらの策定業務委託の３点となります。補助率は２分の１でございます。

次に、予算書 21 ページをお願いいたします。一番上の段でございます。

15 款２項９目１節の社会資本整備総合交付金、右の説明欄、上から３段目でございます。住宅建築物安全ストック形成事業補助金 45 万 7000 円です。

あわせて、予算書 24 ページをお願いいたします。

16 款２項６目１節の土木費補助金、右の説明欄の一番上でございます。茨城県木造住宅ブロック塀等耐震化支援事業費補助金 23 万円でございます。

この国及び県の補助金でございますが、木造住宅の耐震診断士派遣事業に係るもので、補助対象事業費の２分の１が国費、４分の１が県費、残り４分の１が市費となるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。歳入同様、主なものを説明させていただきます。

当課所管の歳出は事業概要説明書がタブレット端末 47、48 ページ、予算書は 99 ページの下段からとなります。

それでは、事業ごとに説明させていただきます。事業概要説明書はタブレット端末の 47 ページ、予算書は 99 ページ一番下からとなります。

７款４項２目都市計画推進費、右の説明欄 01 の都市計画推進事業１億 1561 万円でございます。

都市計画に係る調査や審議、開発行為の事務に関する経費及び都市公園の維持管理などの経費を執行してございます。

事業概要説明書では事業費内訳の一番上でございます。予算書 99 ページ一番下、0101 都市計画調整に要する経費１億 152 万円でございます。前年度比 8779 万 8000 円の増となります。

増額の主な理由といたしましては、先ほど歳入でご説明いたしました、都市構造再編集中支援事業で、神立停車場線の照明及び自転車ナビマークの工事及び立地適正化計画の見直し等の業務委託などが追加になったことによるものでございます。

続きまして予算書 100 ページでございます。

下から５段目、0102 の都市公園維持管理に要する経費 1256 万 9000 円でございます。前年度比 385 万 7000 円の増となります。

当課が所管いたします市内５か所の都市公園などの維持管理となる費用でございます。主な内容は、都市公園の借地料と今年度稲吉ふれあい公園に設置しますアスレチック遊具の設計及び施工の費用となるものでございます。

続いて、予算書 101 ページをお願いいたします。中段でございます。

0103 国道６号バイパス建設促進に要する経費 42 万 1000 円、前年度比 14 万 2000 円の増となるものでございます。

主なものは石岡市、小美玉市と本市３市で構成します国道６号バイパス建設促進期成会、こちらに対する負担金でございます。国への要望活動や工事の進捗状況をお知らせする広報誌などの発行をしているものでございます。予算の増加は中央要望に使いますバスの借上料や広報誌の印刷料の値上げによるものでございます。

続いて、その下 0104 恋瀬橋ロードパーク管理運営に要する経費 110 万円でございます。前年度比 20

万円の増でございます。

こちら、国道６号、本市市川地区と石岡市の行政界にございます恋瀬橋ロードパーク、こちらにつきまして、国と両市で構成する恋瀬橋ロードパーク管理運営協議会、こちらに対する負担金でございます。パーク内の施設の清掃や植栽の管理などを行ってございます。

今年度増額の理由といたしましては、両市で設置しております案内看板、こちらの老朽化に伴う修繕を行うためのものでございます。

次に、事業概要説明書がタブレット端末 48 ページでございます。予算書は同じ 101 ページでございます。下の段でございます。

７款４項３目公共交通費、右の説明欄 01 公共交通対策事業でございます。

事業概要説明書は１段目で、公共交通対策に要する経費 6270 万 9000 円、対前年度比 918 万 2000 円の増となります。

市公共交通計画に基づきまして事業を実施しているもので、事業内容は前年度と大きく変更はございません。主なものといたしましては、霞ヶ浦広域バス及び千代田神立ラインのバス運行事業やデマンド型乗合タクシーの運行、60 歳以上の方で運転免許の交付を受けていない方に対しますタクシー料金の一部を助成するタクシー利用助成事業、65 歳以上で運転免許の自主返納の方に対しまして、デマンド型乗合タクシーの回数券などを進呈する高齢者免許証自主返納支援に対する事業などを、事業主体がかすみがうら市地域公共交通会議で実施するものでございます。主な予算はそちらに対する負担金5889万8000円となります。なお、公共交通会議の予算書につきましては補足説明資料を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いします。

○櫻井健一委員

予算書 100 ページの神立停車場線の照明施設の設置工事、ようやくという感じなんですけれども、工事の時期ですとか、具体的にわかりましたら教えてもらえますか。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

工事開始が大体令和７年９月頃を目途に、180 日間の工期と考えてございます。

○櫻井健一委員

わかりました。令和７年９月ぐらいからということです。

あともう一点、予算書 101 ページの稲吉ふれあい公園の遊具の件なんですけれども、これ、どこら辺の場所にどれぐらいの大きさのものをつけるのかということと、あと、既存の今ある遊具を取っちゃうのかなというところを教えていただけますか。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

設置場所に関しましては、まだちょっと未定でございます。プロポーザルで、提案型ということで、また大きさというものも明確に定まっていません。そういった中で、今考えているのはターザンロープがついているようなものをイメージしていますので、それなりの距離が必要だということです。今ある遊具の場所ではなくて、もうちょっと、西側といいますか、駐車場から反対側といいますか、その辺をイメージはしておるんですが、やっぱり業者からの提案というものを受けて判断したいと考えています。

○櫻井健一委員

稲吉ふれあい公園はすごく、面積がそんなに広いところではありません。それで、反対側に雨水のた

め池みたいな案がありましたけれども、今ある芝生の部分と、芝生じゃなくてバスケットボールなんかができるような部分と分かれていると思います。それで、結構若い人が溜まっているベンチみたいなところがありまして、この構造が崩れていくような想定がありますと、ちょっと使い勝手ですとか、今ある遊具が使えなくなる可能性が出てくると思うので、その設置の場所ですとか、あまり端に寄せちゃうと、きっとターザンロープって危ないと思いますので、すごく設置するものですとか場所とか位置によって、危険なものになる可能性がありますので、そこをちょっとお気をつけ願いたいんですけれども、よろしいですか。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

事業者からプロポーザルで提案を受けたその内容で、今委員から言われたような内容も加味して、検討したいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生委員

質問、一つ、どこを見ていいかわからないんですけれども、公共交通関係だと思うんですが、今市街化区域で昨年度かな、試験的に小さい、何かバスみたいものが走っているんですけれども、あれというのは、令和７年度はどういった方向性に行くのかをお聞かせ願います。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

現在委員から言われたやつなんですが、土浦市がやっている事業でございます。令和７年度においては実施をしないということで伺っております。

○久松公生委員

実施しないのはわかりました。その辺の情報とか、そういった収集した結果というのは、どういうふうに今後反映されていくんでしょうか。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

現在、グリーンスローモビリティということで、現在政策経営課がうちの市では担当しておりまして、そちらが所管課となっているので、存じ上げずに申し訳ございません。

○久松公生委員

違いますので、そちらのほうで後で聞きますので大丈夫です。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

○塚本直樹議員

私から、この同じ公共交通に対する経費の中で、自動車免許返納者向けの自転車購入費用の補助金の200万円があるんですけれども、この内訳をちょっとお伺いしたいです。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

すみません。これ、現在、今年度もやはりこれは政策経営課が担当している所管事業で、来年度は私どもの課に移ってくる予定なんですが、その見積もりまでいただいてなくて、申し訳ございません。

○塚本直樹議員

そうしますと、これは以前ですと上限５万円という形であったかと思うんですが、そこは変更はないでしょうか。

○都市整備課長（仲澤　勤君）

５万円という金額は変わらないとは伺っております。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

ここでちょっと暫時休憩します。　　［午後　５時２３分］

○岡﨑　勉委員長

それでは、会議を再開いたします。　［午後　５時２３分］

次に、議案第 42 号のうち、農業委員会事務局の所管に関する部分を議題といたします。

それでは、農業委員会事務局から特に補足説明等はございませんか。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

令和７年度かすみがうら市一般会計予算、農業委員会事務局当初予算につきまして、ご説明申し上げます。

一般会計の歳入について説明いたします。

予算書 20 ページの中段をお願いいたします。

15 款国庫支出金、２項国庫補助金、４目農林水産費国庫補助金、１節農業費補助金、機構集積支援事業補助金 312 万円です。担い手への農地の集積、集約化を促進するにあたり、農地法に基づき、農業委員会が行う事務のうち、農地の利用状況調査や所有者への利用意向調査等に要する補助金です。前年度と比較すると、167 万 1000 円の減、34.9％の減です。

主な理由といたしまして、直近３年の歳入状況を精査しまして、令和７年度の歳入見込みをしたことにより、前年度と比較すると減少となっております。

予算書 25 ページの上段をお願いいたします。

16 款県支出金、４項県交付金、２目農林水産業費県交付金、１節農業費交付金、説明欄の上段、農業委員会交付金 360 万円です。農地法に基づく、農地の権利移動や転用の許可等の農業委員会の業務及び組織に要する交付金です。前年度と比較すると、41 万 8000 円の減、10.4％の減です。

主な理由といたしまして、直近３年の歳入状況を精査しまして、令和７年度歳入見込みをしたことにより、前年度と比較すると減少となります。

予算書 25 ページの上段をお願いいたします。

16 款県支出金、４項県交付金、２目農林水産業費県交付金　１節農業費交付金、説明欄の４番目、農地利用最適化交付金 225 万円です。農業委員、農地利用最適化推進員が行う農地のあっせんによる担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消等の実績に応じた交付金です。前年度と比較すると、131 万 2000 円の減、36.8％の減です。

主な理由といたしまして、直近３ヶ年の歳入状況を精査しまして、令和７年度の歳入見込みをしたことにより、前年度と比較すると減少となります。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出について説明いたします。

タブレット端末の事業概要説明書 69 ページ。予算書 83 ページの下段をお願いいたします。

５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、02 農業委員会運営事業、0201 農業委員会運営に要する経費 1578 万 6000 円です。

主な内容は、農業委員会に関する法律に基づく、農業委員会の組織及び運営に要する事業と、農地法に基づく農地の売買、賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事業です。主なものとして、農業委員 15 名の報酬と、農地利用最適化推進委員 11 名の報酬と、関係機関への負担金です。

前年度は1624万1000円で、45万5000円の減、2.8％の減です。

主な理由といたしまして、農業委員、農地利用最適化推進員に、作業服等の購入費と、需要費の減少です。

予算書84ページの上段をお願いいたします。

0202農用地利用集積特別対策に要する経費526万7000円です。

主な内容は、農地法に基づく農地の利用状況調査及び農地利用意向調査に関する事業です。主なものとして、会計年度任用職員２名の報酬と、通信運搬費です。

前年度は625万7000円で、99万円の減、15.8％の減です。

主な理由といたしまして、農地利用状況調査等に使用するため、タブレット端末の購入費、消耗品の減少です。

歳出についての説明は以上です。よろしくお願いしたいと思います。

○岡﨑　勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農業委員会事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

予算書の84ページの13節MDM利用料というのは、どういったものにお使いなのか、支出、教えてください。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

タブレット端末を１台ずつ管理するための利用料となります。

○櫻井繁行委員

今確か農業委員に対してもそうですし、推進員に対しても、推進員はちょっとわからないですが、タブレット端末で、確か活動状況の報告とかがあったように思われるんですが、そういった中で自治体DXもどんどん推進していきますけれども、農業委員会としても、ペーパーレス化だったり、IT化だったり、DX化というのは、どのようにとらえて令和７年度進んでいくのかお伺いしたいんですけれども。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

お答えいたします。

令和６年度にタブレット端末を 11 台購入いたしまして、３年前に６台買っておりますので、今現在17台となっております。令和７年４月からは、農業委員15名いるんですけれども、運用基準というのを定めまして、４月から農業委員に貸出をしようと思っています。７月から９月にかけて、農地利用状況調査というのを農業委員と推進員と職員とで歩くんですけれども、その際にタブレットを活用したり、あとは毎月の総会のときに、議案書をタブレットで使用したり、必要な書類をメールで送付したりというような形に活用できたらいいと思います。

○櫻井繁行委員

非常にいいことだと思うんですけれども、それは、現時点、令和６年度ではなかなかそこまでは至っていないという現状があるんですか。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

タブレット端末を買って、今現在、農業委員会の総会のときには、紙とタブレット端末を併用して、慣れてもらうように使っております。令和７年４月からは、きちんと運用基準を定めて、４月から貸出ということで考えております。

○櫻井繁行委員

ぜひ、我々議員も、１人１台タブレット端末を貸与されているわけですよね。

同じようにやはり農業委員15名に対しては、令和７年度、タブレット端末を貸与して、しっかりとペーパーレス化も進めながら、IT化も、現場でも使いやすくしていくということは確認できましたけれども、やはり貸与すると、その責任というのは、個人の考え方になるところが多いと思うんですよね。やはり市の財産ですから、それはもちろん我々もそうですけれども、そういったところをしっかり農業委員のほうにも理解をしていただいて、貸与するのでしっかり有効活用して欲しいということも指導しながら、円滑な、また農業関係の、発展に努めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

令和７年３月 10 日に開催いたします総会のときに、運用基準というのがもうでき上がっているんですけれども、それに対しての、一部改正をいたしましたので、説明をしながら、運用基準に沿ったやり方をして欲しいということでお願いはするつもりでございます。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

地域計画は今年度で終わって、来年度は全く何もしないということなんですか。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

地域計画は、主に農林水産課が担当しているんですけれども、今現在は、縦覧期間というのを行いまして、令和７年３月の 31 日までには、交付したいということで考えております。令和７年度に関しましては、年に１回同じように、地域の座談会というのを行いまして、少しずつでも、計画を見直しというのも考えられるかと思います。

○佐藤文雄委員

座談会をやるタイミングと場所というのは、決まっているんですか。

○農業委員会事務局長（小泉一司君）

令和７年度も今年度同様秋頃に、霞ヶ浦地区は霞ヶ浦コミュニティセンターで、６地区あるんですけれども、地区ごとに、２日ぐらい分けて、霞ヶ浦コミュニティセンターでやっております。千代田地区に関しましては、３地区千代田コミュニティセンターに集まってもらいまして、開催します。

○岡﨑　勉委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

質疑を終結いたします。

ここで、お諮りします。

本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思いますがご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○岡﨑　勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会は３月 10 日、午後１時 30 分より全員協議会室で引き続き審査を行いますので、よろしくお願いします。

ご苦労さまでした。

散　会　　午後５時３６分

かすみがうら市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和７年第１回定例会議案審査特別委員会

委員長　　岡　﨑　　勉